

## 2. 出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			1	
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			2	
		3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			3	
	1-2-3-3	1	盛土工			3	
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			4	
	1-2-3-4			盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		5
					多数アンカー式補強土工法		5
					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		5
	1-2-3-5			法面整形工	盛土部		5
	1-2-3-6			堤防天端工			5
第4節 道路土工	1-2-4-2		掘削工			6	
	1-2-4-2		掘削工（面管理の場合）			7	
	1-2-4-3	1	路体盛土工			8	
	1-2-4-4	1	路床盛土工			8	
	1-2-4-3	2	路体盛土工 （面管理の場合）			9	
	1-2-4-4	2	路床盛土工 （面管理の場合）			9	
	1-2-4-5			法面整形工	盛土部		10
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			10	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		11
				軽量鋼矢板		11
				コンクリート矢板		11
				広幅鋼矢板		11
				可とう鋼矢板		11
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		11
	3-2-3-6		小型標識工			11
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		12
				転落（横断）防止柵		12
				車止めポスト		12
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		12
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		12
	3-2-3-9		区画線工			13
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		13
				距離標		13
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			13
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		13
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		14
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			14
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		15
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			15
	3-2-3-15		PCホーラスラブ製作工			15
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			16
		2	PC押出し箱桁製作工			16
	3-2-3-17		根固めブロック工			17
	3-2-3-18		沈床工			17
	3-2-3-19		捨石工			17
	3-2-3-22		階段工			18
	3-2-3-24		伸縮装置工	ゴムジョイント		18
				鋼製フィンガージョイント		18
				埋設型ジョイント		19
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		19
		2	多自然型護岸工	かごマット		19
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		20	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		20	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		20	
			プレキャストパイプ工		20	
第3節 共通の工種	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		21
				L型側溝工		21
				自由勾配側溝		21
				管渠		21
	2	側溝工	場所打水路工		21	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		21
		4	街渠工 地先境界石工			22 22
	3-2-3-30		集水榭工			22
	3-2-3-31		現場塗装工			22
	第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利	
砕石基礎工						23
割ぐり石基礎工						23
均しコンクリート						23
3-2-4-3		1	基礎工（護岸）	現場打		23
				プレキャスト		23
3-2-4-4		1	既製杭工	既製コンクリート杭		24
				鋼管杭		24
				H鋼杭		24
3-2-4-4		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		24
3-2-4-5			場所打杭工			24
3-2-4-6			深礎工			25
3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			25	
3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			25	
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			26	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		26
				コンクリートブロック張り		26
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		26
	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		27	
	3-2-5-4		緑化ブロック工			27
	3-2-5-5		石積（張）工			27

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		28
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		29
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		30
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		31
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		32
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工) (面管理の場合)		33
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		34
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		35
		9	アスファルト舗装工	基層工		36
		10	アスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		37
		11	アスファルト舗装工	表層工		38
		12	アスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		39
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		40
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		41
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整 路盤工)(面管理の場 合)		41
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		42
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工) (面管理の場合)		42
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		43
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		43
		9	半たわみ性舗装工	基層工		44
		10	半たわみ性舗装工	基層工 (面管理の場合)		44
		11	半たわみ性舗装工	表層工		45
		12	半たわみ性舗装工	表層工 (面管理の場合)		46

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		46
		2	排水性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		47
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		47
		4	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		48
		5	排水性舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		48
		6	排水性舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工) (面管理の場合)		49
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		49
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		50
		9	排水性舗装工	基層工		50
		10	排水性舗装工	基層工 (面管理の場合)		51
		11	排水性舗装工	表層工		52
		12	排水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		53
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		54
		2	透水性舗装工	路盤工 (面管理の場合)		54
		3	透水性舗装工	表層工		55
		4	透水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		55
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗 装工	加熱アスファルト 安定処理工		56
		2	グースアスファルト舗 装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		56
		3	グースアスファルト舗 装工	基層工		57
		4	グースアスファルト舗 装工	基層工 (面管理の場合)		57
		5	グースアスファルト舗 装工	表層工		58
		6	グースアスファルト舗 装工	表層工 (面管理の場合)		59

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		60
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		61
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		62
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 (面管理の場合)		63
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		64
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)		65
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		66
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)		67
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		68
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)		69
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		70
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)		71
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		72
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		73
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		74
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)		75
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		76
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		77
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		78
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		79
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		80
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		80
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		81
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		81
		5	薄層カラー舗装工	基層工		81

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		82	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		82	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		82	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		82	
		5	ブロック舗装工	基層工		82	
	3-2-6-15		路面切削工			83	
	3-2-6-16		舗装打換え工			83	
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工				84
		2	オーバーレイ工	(面管理の場合)			85
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			86	
	3-2-7-3		置換工			86	
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上			87
		2	表層安定処理工	ICT施工の場合			87
	3-2-7-5		パイルネット工			88	
	3-2-7-6		サンドマット工			88	
	3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		88
					ペーパードレーン工		88
					袋詰式サンドドレーン工		88
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクション パイル工			88
	3-2-7-9			固結工	粉末噴射攪拌工		89
				高圧噴射攪拌工		89	
				スラリー攪拌工		89	
				生石灰パイル工		89	
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		89	
				鋼矢板		89	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		90	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		90	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		90	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		91		
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			91	
	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			91	
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	106		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	9	



【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費 （金属支承工）		92
		2	一般事項	鋳造費 （大型ゴム支承工）		94
		3	一般事項	仮設材製作工		94
		4	一般事項	刃口金物製作工		94
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		95
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		95
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		97
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工 （仮組立時）		98
	3-2-12-4		検査路製作工			100
	第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工		
3-2-12-6			落橋防止装置製作工			100
3-2-12-7			橋梁用防護柵製作工			100
3-2-12-8			アンカーフレーム製作工			100
3-2-12-9			プレビーム用桁製作工			101
3-2-12-10			鋼製排水管製作工			101
3-2-12-11			工場塗装工			102
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		103
				ケーブルクレーン架設		103
				ケーブルエレクション架設		103
				架設桁架設		103
				送出し架設		103
				トラバラークレーン架設		103
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		104
				架設桁架設		104
			架設工支保工	固定		104
				移動		104
			架設桁架設	片持架設		104
				押出し架設		104

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		104
				張芝工		104
				筋芝工		104
				市松芝工		104
				植生シート工		104
				植生マット工		104
				植生筋工		104
				人工張芝工		104
				植生穴工		104
				2	植生工	植生基材吹付工
	客土吹付工		105			
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		106
				モルタル		106
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		107
現場吹付法枠工					107	
3-2-14-6		2	法枠工	プレキャスト法枠工		107
			アンカー工		107	
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		108
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			108
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		109
				多数アンカー式補強土工法		109
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		109
	3-2-15-4		井桁ブロック工		109	
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		110
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		110
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		110
第18設 床版工	3-2-18-2		床版工			111

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	9	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	87	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	88	
	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	88	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	88	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	89	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	23	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	23	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	23	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	23	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26	
	6-1-7-4		護岸付属物工			111	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	27	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26	
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	27	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	107	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	19
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	19
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	19
	6-1-7-11		吹付工		3-2-14-3吹付工	106	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	105	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	5	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	20
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	20	
かご枠					3-2-3-27羽口工	20	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	26	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	108	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	17	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	17	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	17	
	6-1-9-9		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	20
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	20
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	17	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	17	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	20
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	20
	6-1-10-8		杭出し水制工			111	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	12	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	28	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	60	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	80	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	82	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	21	
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	22	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	11	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	13	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	13	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	11	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			112	
	6-1-13-4		ハンドホール工			112	
第2章 浚渫（川）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-2-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	110	
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	110	
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-4-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	110	
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	110	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	89	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	11	
	6-3-5-6	1	函渠工	本體工			113
				ヒューム管			113
				PC管			113
				コルゲートパイプ			113
				ダクタイル鋳鉄管			113
6-3-5-6	2	函渠工	PC函渠	3-2-3-28プレキャストカルパート工	20		
6-3-5-7		翼壁工			114		
6-3-5-8		水叩工			114		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	17	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	17	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	17	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21	
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	22	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	21	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルパート工	20	
	第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	12
6-3-8-7			階段工		3-2-3-22階段工	18	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	95
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	100
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	100
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	101
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	100
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	94
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	102
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	11
	6-4-6-7		床版工			114
	6-4-6-8		堰柱工			114
	6-4-6-9		門柱工			114
	6-4-6-10		ゲート操作台工			114
	6-4-6-11		胸壁工			114
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	114
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	114
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	17
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	17
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	17
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	12
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	18
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	103
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	103
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	103
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	103
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	103
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	103
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	132
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	111

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	18
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	133
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	134
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	134
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	134
第14節 コンクリート管 理橋上部工(P C橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作 工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁 製作工(購入工)	13
	6-4-14-3		ポストテンション桁製 作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	14
	6-4-14-4		プレキャストセグメン ト桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグ メント桁製作工(購入工)	15
	6-4-14-5		プレキャストセグメン ト主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	15
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	132
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリー ト橋)	104
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリー ト橋)	104
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	111
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	133
	第15節 コンクリート管 理橋上部工(P Cホロースラブ 橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	133
6-4-15-5			PCホロースラブ製作 工		3-2-3-15PCホロースラブ 製作工	15
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	18
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	133
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	134
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	134
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	134
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装 工	28
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	40
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	46
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	54
	6-4-18-9		グースアスファルト舗 装工		3-2-6-11グースアスファル ト舗装工	56
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装 工	60
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	80
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	82

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	94
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	95
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	100
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	100
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	100
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	101
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	101
	6-5-3-12		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	100
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	100
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	94
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	102
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	11
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	114
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	114
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	114
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	114
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	114
	6-5-6-13		閘門工			114
	6-5-6-14		土砂吐工			114
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-5-7-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	11
6-5-7-8			堰本体工			115
6-5-7-9			水叩工			115
6-5-7-10			土砂吐工			115
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			115
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			116

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10 支承工	132
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	22
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2 床版工	111
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	18
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	133
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	134
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	134
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	134
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	13
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	14
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	15
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10 支承工	132
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	104
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	104
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	111
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	133
第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10 支承工	132
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	133
	6-5-16-5		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	15
第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10 支承工	132
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	16
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	133



【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	18	
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	133	
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	134	
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	134	
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	134	
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	12	
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	18	
第6章 排水機場							
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8	
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	11	
	6-6-4-6		本体工			116	
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			117	
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	11	
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108	
	6-6-5-7		コンクリート床版工			117	
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	17	
6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21		
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	11	
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	116	
第7章 床止め・床固め							
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8	
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	11	
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工			118
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	27	
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	17	
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108	
	6-7-4-8		水叩工	水叩工			118
巨石張り				3-2-3-26多自然型護岸工	19		
根固めブロック				3-2-3-17根固めブロック工	17		
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	118	
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	118	
	6-7-5-6		側壁工			118	
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	118	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	23
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	60
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	28
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	12
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	13
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	112
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	112
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	104
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	104
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	26
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	26
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	27
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	104
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	27
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	83
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	83
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	84
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	21
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	22
6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	11	
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	13

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		119
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	102
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	86
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	86
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	88
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	88
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	88
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	89
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	104
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	106
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	107
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	107
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	20	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	108
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	109
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	109
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	109
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	109	
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	27
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	10-1-9-6		場所打函渠工			119
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	20
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	21
	10-1-10-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	22
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	21
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	21

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			119
	10-1-11-5		落石防護柵工			119
	10-1-11-6		防雪柵工			120
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			120
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			121
	10-1-12-5		遮音壁本体工			121
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	86
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	86
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	28
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	40
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	46
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	54
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	56
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	60
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	80
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	82
	10-2-4		歩道路盤工			122
	10-2-4		取合舗装路盤工			122
	10-2-4		路肩舗装路盤工			122
	10-2-4		歩道舗装工			122
	10-2-4		取合舗装工			122
	10-2-4		路肩舗装工			122
	10-2-4		表層工			122
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	21
	10-2-5-5		集水柵(街渠柵)・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	22
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	21
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21
	10-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	21
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			123
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	11
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		123
				ラバーシュー		123
				アンカーボルト		123
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	12
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	12
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	12
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	12

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	11
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		123
		2	大型標識工	標識柱工		123
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	13
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	13
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			124
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		124
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		125
10-2-12-7		組立歩道工			125	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	18
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	94
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			126
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	100
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	102
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	25
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25
	10-3-6-8		橋台躯体工			127
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	25
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	26
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		128
				重力式	10-3-7-9橋脚躯体工	128
				半重力式	10-3-7-9橋脚躯体工	128
2	橋脚躯体工	ラーメン式		129		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	25	
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25	
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25	
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	26	
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型			130
		2	橋脚フーチング工	門型			130
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型			131
		2	橋脚架設工	門型			131
	10-3-8-11		現場継手工				131
	10-3-8-12		現場塗装工			3-2-3-31現場塗装工	22
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	23	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	11	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	23	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	11	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	111	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	27	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	27	
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	27	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	107	
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	19
			多自然型護岸工	巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	19
			多自然型護岸工	かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	19
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	106	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	104	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	5	
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	20
		ふとんかご			3-2-3-27羽口工	20	
		かご枠			3-2-3-27羽口工	20	
		連節ブロック張り			3-2-5-3連節ブロック張り	26	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	108	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	95	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	100	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	100	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	100	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	101	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	100	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			132	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	95	
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	100	
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	102	
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103	
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103	
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103	
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103	
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103	
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103	
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承			132
		2	支承工	ゴム支承			134
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22	
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	111	
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	18	
	10-4-8-3		落橋防止装置工			133	
	10-4-8-5		地覆工		10-4-8-5地覆工	133	
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			134	
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			134	
	10-4-8-8		検査路工			134	
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型		10-3-8-9橋脚フーチング工	130
				T型		10-3-8-9橋脚フーチング工	130
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	103	
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	101
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	100
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	100
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	100
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	102
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	13
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	14
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	14
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	15
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	15
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	132
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	111
第5節 PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	133
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		134
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	132
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	103
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	111
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	133
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	132
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	15
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	133
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	132
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	15
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	133
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	15
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	132
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	16
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	133



【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	16
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10 支承工	132
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	104
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16 PC押出し箱桁製作工	16
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	104
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	18
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	133
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	134
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	134
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	134
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			135
	10-6-4-4		ロックボルト工			135
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			136
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3 覆工コンクリート工	136
	10-6-5-5		床版コンクリート工			136
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			137
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	21

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第8節	坑門工	10-6-8-4	坑門本体工			137	
第8節	坑門工	10-6-8-5	明り巻工			138	
第11章 共同溝							
第3節	工場製作工	10-11-3-3	工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	102	
第6節	現場打構築工	10-11-6-2	現場打躯体工			138	
		10-11-6-4	カラー継手工			139	
		10-11-6-5	1	防水工	防水		139
			2	防水工	防水保護工		139
3	防水工	防水壁			139		
第7節	プレキャスト構築工	10-11-7-2	プレキャスト躯体工			140	
第12章 電線共同溝							
第5節	電線共同溝工	10-12-5-2	管路工	管路部		140	
		10-12-5-3	プレキャストボックス工	特殊部		140	
		10-12-5-4	現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工		138
第6節	付帯設備工	10-12-6-2	ハンドホール工			141	
第13章 情報ボックス工							
第3節	情報ボックス工	10-13-3-4	管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	140	
第4節	付帯設備工	10-13-4-2	ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	141	
第14章 道路維持							
第4節	舗装工	10-14-4-3	路面切削工		3-2-6-15路面切削工	83	
		10-14-4-4	舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	83	
		10-14-4-5	切削オーバーレイ工				142
		10-14-4-6	オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工		84
		10-14-4-7	路上再生工				142
		10-14-4-8	薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工		80
第5節	排水構造物工	10-14-5-3	側溝工		3-2-3-29側溝工	21	
		10-14-5-4	管渠工		3-2-3-29側溝工	21	
		10-14-5-5	集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工		22
		10-14-5-6	地下排水工		3-2-3-29暗渠工		21
		10-14-5-7	場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工		21
		10-14-5-8	排水工		3-2-3-29側溝工		21
第6節	防護柵工	10-14-6-2	路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	12	
		10-14-6-3	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	12	
		10-14-6-5	ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工		12
		10-14-6-6	車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工		12
第7節	標識工	10-14-7-3	小型標識工		3-2-3-6小型標識工	11	
		10-14-7-4	大型標識工		10-2-9-4大型標識工	123	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	124
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	125
第9節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	108
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	27
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	119
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	20
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	104
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	106
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	107
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	107
	10-14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	20 20
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	18
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	133
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	134
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	134
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	134
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	13
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			143
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	100
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	83
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	83
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	142
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	84
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	142
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	80
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	21
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	22
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	21
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	21

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	11
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	12
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	12
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	12
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	12
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	11
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	123
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	13
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	124
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	125
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	8
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	108
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	108
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	27
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	119
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	20
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	104
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	106
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	107
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	107
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	20	
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	119
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	119
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	120
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	120
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	143
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	133
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	133
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	18
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	133
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	133
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	134
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	134
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	134
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	13

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 基盤整備						
第3節 敷地造成工	11-1-3-2		表土保全工	表土掘削		144
				11-1-3-4	*掘削工	*掘削
		*河床掘削		144		
		*整地		144		
		*押土（ルーズ）		144		
	11-1-3-5		*盛土工	*路体（築堤）盛土		144
				*路床盛土		144
				*整地		144
				*押土（ルーズ）		144
	11-1-3-6		*路床盛土工	*路床盛土		144
				*整地		144
				*押土（ルーズ）		144
	11-1-3-7		*法面整形工	*法面整形（盛土部）		144
	11-1-3-8		*路床安定処理工	*安定処理		145
11-1-3-9		*置換工	*置換		145	
11-1-3-10		*サンドマット工	*サンドマット		145	
11-1-3-11		*パーチャルドレーン工	*サントドレーン		145	
			*袋詰式サントドレーン		145	
			*ペーパードレーン		145	
11-1-3-13		*残土処理工				
第4節 公園土工	11-1-4-2		小規模造成工	小規模掘削	1-3-4*掘削工（*掘削（土砂）・*掘削（軟岩）・*掘削（硬岩））	I-88
				小規模敷均・締固	1-3-5*盛土工（*盛土（流用土）・*盛土（発生土）・*盛土（採取土）・*盛土（購入土））	I-88
第5節 植栽基盤工	11-1-5-3		透水層工	開渠排水		146
				暗渠排水		146
				縦穴排水		146
	11-1-5-4		土層改良工	普通耕		146
				深耕		146
				混層耕		146
				心土破碎		146
	11-1-5-5		土性改良工	土性改良		146
				中和剤施用		146
				除塩		146
				施肥		146
	11-1-5-6		表土盛土工	盛土（流用表土）		147
				盛土（発生表土）		147
				盛土（採取表土）		147
盛土（購入表土）					147	

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 植栽基盤工	11-1-5-7		人工地盤工	防水		147
				*目地板		147
				人工地盤客土		147
				押さえコンクリート		147
				人工地盤排水層		147
				フィルター		147
				防根シート		147
				立排水浸透柵		147
	11-1-5-8		造形工	表面仕上げ		
				築山		
第6節 *法面工	11-1-6-3		法面ネット工	法面ネット		148
	11-1-6-4		*植生工	*種子散布		148
				*植生シート		148
				*植生マット		148
				公園種子帯		148
				公園張芝		148
				公園筋芝		148
				公園市松芝		148
				*人工張芝		148
				*植生穴		148
				*客土吹付		148
	11-1-6-5		*法枠工	*植生基材吹付		148
				*現場打法枠		148
				*吹付枠		148
				*プレキャスト法枠		148
				金属製法枠		148
11-1-6-6		編柵工	編柵		148	
11-1-6-7		*かご工	*じゃかご		148	
			*ふとんかご		148	
第7節 *軽量盛土工	11-1-7-2		*軽量盛土工	*軽量盛土		148
				*コンクリート床版		148
				*基礎コンクリート		148
				*壁体		148
				*裏込砕石		148

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 *擁壁工	11-1-8-3		*作業土工			
	11-1-8-4		*場所打擁壁工（構造物単位） ・ *場所打擁壁工	*小型擁壁		149
				*もたれ式擁壁		149
				*逆T型擁壁		149
				*L型擁壁		149
				*鉄筋		149
				*裏込碎石		149
				*止水板		149
				*コンクリート		149
				*型枠		149
				*足場		149
				*目地板		149
				*水抜 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup>		149
				*吸出し防止材		149
				*基礎材		149
				*均しコンクリート		149
				公園基礎材		149
				公園均しコンクリート		149
	擁壁高さ調整		149			
	11-1-8-5		*プレキャスト擁壁工	*プレキャストL型擁壁		149
				*プレキャスト逆T型擁壁		149
				*側溝付プレキャスト擁壁		149
	11-1-8-6		*補強土壁工	*補強土壁基礎		150
				*帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁		150
				*ジ <sup>ン</sup> オキスタイル補強土壁		150
	11-1-8-7		*コンクリートブロック工	*コンクリートブロック基礎		150
				*コンクリートブロック積		150
				*間知ブロック張		150
				*平ブロック張		150
				*連節ブロック張		150
				*緑化ブロック積		150
				*ブロック植栽		150
				*天端コンクリート		150
			*小口止コンクリート		150	
			止杭		150	

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 *擁壁工	11-1-8-8		石積工	崩れ積		150
				面積		151
				玉石積		151
				小端積		151
				こぶだし石積		151
				切石積		151
				間知石積		151
				雑割石積		151
				雑石積		151
				割石積		151
				雑割石張		151
				雑石張		151
				石積高さ調整		151
	11-1-8-9		土留め工	土留め		151
第9節 公園カルバート工	11-1-9-3		*作業土工			
	11-1-9-4		*場所打函渠工（構造物単位）・ *場所打函渠工	*函渠		152
				*鉄筋		152
				*型枠		152
				*足場		152
				*支保		152
				*目地板		152
				*止水板		152
				*水抜パイプ		152
				*基礎材	11-1-8-4*場所打擁壁工 （*基礎材・*均しコンクリート）	149
				*均しコンクリート		149
	公園基礎材	11-1-8-5*場所打擁壁工 （*基礎材・*均しコンクリート）	149			
公園均しコンクリート		149				
11-1-9-5		*プレキャストカルバート工	*プレキャストカルバート工		152	
第10節 公園施設等撤去・移設工	11-1-10-2		公園施設撤去工			
	11-1-10-3		移設工	遊具移設		153
				小工作物移設		153



【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 植栽							
第3節 植栽工	11-2-3-10		樹木養生工	防風ネット		153	
				寒冷紗巻き		153	
				植穴透水層		153	
				空気管		153	
				マルチングA		153	
				マルチングB		153	
				支柱設置		153	
				防根シート	11-1-5-7人工地盤工（防根シート）	147	
	養生柵		153				
		11-2-3-11		樹名板工	埋込型樹名板		154
			幹巻型樹名板			154	
	11-2-3-12		根囲い保護工	根囲い保護		154	
	11-2-3-13		芝生保護工				
	11-2-3-14		壁面緑化施設工				
第4節 移植工	11-2-4-3		根回し工				
	11-2-4-4		高木移植工				
	11-2-4-5		根株移植工				
第4節 移植工	11-2-4-6		中低木移植工		2-4-4高木移植工		
	11-2-4-7		地被類移植工		2-3-6地被類植栽工		
第4節 移植工	11-2-4-8		樹木養生工		11-2-3-10樹木養生工	153	
	11-2-4-9		樹名板工		2-3-2材料		
	11-2-4-10		根囲い保護工		11-2-3-12根囲い保護工	154	
第6節 公園施設等撤去・移設工	11-2-6-2		移設工	遊具移設	11-1-10-3移設工（遊具移設）	153	
				小工作物移設	11-1-10-3移設工（小工作物移設）	153	
第3章 施設整備							
第3節 給水設備工	11-3-3-3		水栓類取付工				
	11-3-3-4		貯水施設工				
	11-3-3-5		循環設備工				
	11-3-3-6			散水施設工	スプリンクラー		
					散水栓		
					ミスト		154
					ドリップパイプ		154
				散水栓高さ調整		154	
	11-3-3-7		消火栓工				
	11-3-3-8		給水設備修繕工				
11-3-3-9		*作業土工					
11-3-3-10			給水管路工	給水管		154	
				埋設シート		154	
				埋設標			

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 雨水排水設備工	11-3-4-3		調整池工			
	11-3-4-4		貯留施設工			
	11-3-4-5		*作業土工			
第4節 雨水排水設備工	11-3-4-6		*側溝工	*L型側溝		155
				*管（函）渠型側溝		155
				*プレキャストU型側溝		155
				プレキャスト皿型側溝		155
				*コルゲートフリューム		155
				*自由勾配側溝		155
				特殊円形側溝		155
				現場打ちL型側溝		155
				現場打側溝		155
				公園素掘側溝		155
				側溝高さ調整		155
第4節 雨水排水設備工	11-3-4-7		*管渠工	公園管渠		156
				*コルゲートパイプ		156
				副管		
				接続用ソケット		
				立体網状管		
				管閉塞		
				管口フィルター		
第4節 雨水排水設備工	11-3-4-8		*集水柵・マンホール工	*街渠柵		156
				*集水柵		156
				浸透柵		156
				*プレキャスト街渠柵		156
				*プレキャスト集水柵		156
				塩化ビニル柵		156
				*マンホール		156
				*プレキャストマンホール		156
				公園マンホール		156
				浸透マンホール		156
				柵高さ調整		156
				マンホール高さ調整		156
				11-3-4-9		*地下排水工
				化学繊維管		156
			*地下排水		156	
11-3-4-10		公園水路工	*場所打水路		156	
			プレキャスト水路		156	
			水路蓋			

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 汚水排水設備工	11-3-5-3		*作業土工			
	11-3-5-4		*管渠工	公園管渠	11-3-4-7*管渠工（公園管渠・*コルゲートパイプ）	156
				コルゲートパイプ		156
				副管		
				接続用ソケット		
				管閉塞		
	11-3-5-5		汚水樹・マンホール工	汚水樹	11-3-4-8*集水樹・マンホール工（*街渠樹・*集水樹・浸透樹・*フレキスト街渠樹・フレキスト集水樹・塩化ビニル樹・*マンホール・*フレキストマンホール・公園マンホール・浸透マンホール）	156
				塩化ビニル製樹		156
				*マンホール		156
				フレキストマンホール		156
				公園マンホール		156
				インバート		
				*蓋		
				樹高さ調整		156
マンホール高さ調整	156					
11-3-5-6		浄化槽工				
第6節 電気設備工	11-3-6-3		照明設備工	*ハンドホール		157
				ハンドホール高さ調整		157
				引込柱		157
				分電盤		157
				分電盤高さ調整		157
	11-3-6-4		放送設備工	照明灯基礎	11-3-6-3照明設備工（*ハンドホール）	157
				*ハンドホール		157
				ハンドホール高さ調整		11-3-6-3照明設備工（ハンドホール高さ調整）
	11-3-6-5		監視カメラ設置工	スピーカ支柱基礎	11-3-6-3照明設備工（*ハンドホール）	157
				*ハンドホール		158
	11-3-6-6		電気設備修繕工			
	11-3-6-7		*作業土工			
	11-3-6-8		電線管路工	電線管		158
電線				158		
埋設シート				158		
埋設標						

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 園路広場整備工	11-3-7-3		*舗装撤去工			
	11-3-7-4		*舗装準備工			
	11-3-7-5		*アスファルト舗装工	*下層路盤		159
				*上層路盤		159
				*路盤		
				*基層		160
				*中間層		
				*表層		160
	11-3-7-6		*排水性舗装工	*下層路盤		161
				*上層路盤		161
				*基層		162
				*中間層		
				*表層		162
	11-3-7-7		透水性舗装工	*フィルター層		
	11-3-7-7		透水性舗装工	*路盤		162
				*表層		162
	11-3-7-8		アスファルト系舗装工	公園アスファルト舗装		163
				公園アスファルト薄層カラー舗装		163
				透水性アスファルト舗装		163
				脱色アスファルト舗装		163
	11-3-7-9		コンクリート系舗装工	インターロッキング舗装	11-3-7-8アスファルト系舗装工 (公園アスファルト舗装・公園アスファルト薄層カラー舗装・透水性アスファルト舗装・脱色アスファルト舗装)	163
				公園コンクリート舗装		163
				透水性コンクリート舗装		163
				平板舗装		163
				洗い出し舗装		163
	11-3-7-10		土系舗装	土舗装	11-3-7-8アスファルト系舗装工 (公園アスファルト舗装・公園アスファルト薄層カラー舗装・透水性アスファルト舗装・脱色アスファルト舗装)	163
				芝舗装		163
				耐踏圧性芝生舗装		163
				砂舗装		163
				石灰岩ダスト舗装		163
	11-3-7-11		レンガ・タイル系舗装工	レンガ舗装	11-3-7-8アスファルト系舗装工 (公園アスファルト舗装・公園アスファルト薄層カラー舗装・透水性アスファルト舗装・脱色アスファルト舗装)	163
				タイル舗装		163
	11-3-7-12		木系舗装工	チップ舗装	11-3-7-8アスファルト系舗装工 (公園アスファルト舗装・公園アスファルト薄層カラー舗装・透水性アスファルト舗装・脱色アスファルト舗装)	163
木レンガ舗装				163		
木道				163		
枕木舗装				163		
11-3-7-13		樹脂系舗装工	樹脂舗装	11-3-7-8アスファルト系舗装工 (公園アスファルト舗装・公園アスファルト薄層カラー舗装・透水性アスファルト舗装・脱色アスファルト舗装)	163	
			ゴムチップ舗装		163	

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 園路広場整備工	11-3-7-18			手すり	11-3-11-8柵工 (フェンス・柵・*転落(横断)防止柵・*ガードレール・*ガードケーブル・*ガードパイプ)	174
	11-3-7-19		公園橋工	公園橋橋台		164
				石橋橋台		164
				木橋橋台		164
				公園橋設置		164
				八ツ橋		164
				石橋設置		164
				木橋設置		164
				浮き栈橋		164
	11-3-7-20		デッキ工	デッキ基礎		165
				デッキ設置		165
11-3-7-21		視覚障害者誘導用ブロック工				
11-3-7-22		*作業土工				
11-3-7-23		*植樹ブロック工	*植樹ブロック		165	
第8節 修景施設整備工	11-3-8-3		石組工			
	11-3-8-4		添景物工			
第8節 修景施設整備工	11-3-8-5		袖垣・垣根工	袖垣		165
				垣根		165
	11-3-8-6		花壇工			
	11-3-8-7		トレリス工	トレリス		165
				緑化フェンス		165
	11-3-8-8		モニュメント工	モニュメント		166
				記念碑		166
	11-3-8-9		小規模水景施設工	流れ		166
				滝		166
				池		167
				州浜		167
壁泉					167	
カスケード					168	
カナル					168	
11-3-8-10		修景施設修繕工				
11-3-8-11		*作業土工				

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 修景施設整備工	11-3-8-12		水景施設工	公園基礎材	11-1-8-4*場所打擁壁工 (公園基礎材・公園均しコン クリート)	149
				公園均しコンクリート		149
				*コンクリート	11-1-8-4*場所打擁壁工 (*コンクリート・*鉄筋・*型 枠)	149
				*鉄筋		149
				*型枠		149
				防水		
				塗装仕上げ		
				加工仕上げ		
				左官仕上げ		
				タイル仕上げ		
				石仕上げ		
				護岸		
				石組		
				滝石組		
				沢飛		
				流出口		
吐出口						
第9節 遊戯施設整備工	11-3-9-3		遊具組立設置工	ブランコ		168
				ジャングルジム		169
				滑り台		169
				シーソー		169
				鉄棒		169
				ラダー		170
				はん登棒		170
				スプリング遊具		170
				複合遊具		170
				アスレチック遊具		170
				健康遊具施設		171
				安全柵	11-3-11-8柵工 (フェンス・ 柵・*転落(横断)防止 柵・*カートレール・*カート ケーブル・*カートパイプ)	174
	11-3-9-4		小規模現場打遊具工	砂場		171
				現場打遊具		171
				徒渉池		171
	11-3-9-5		遊具施設修繕工			
	11-3-9-6		*作業土工			
	11-3-9-7			現場打遊具工	公園基礎材	11-1-8-4*場所打擁壁工 (公園基礎材・公園均しコン クリート)
公園均しコンクリート					149	
流出口					11-3-9-4小規模現場打遊具 工 (徒渉池)	171

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 サービス施設整備工	11-3-10-3		時計台工	時計台		172
	11-3-10-4		水飲み場工	水飲み場		172
	11-3-10-5		洗い場工	手洗い場	11-3-10-4水飲み場工（水飲み場）	172
				足洗い場		172
	11-3-10-6		ベンチ・テーブル工	ベンチ		172
				縁台		172
				テーブル		172
				スツール		172
	11-3-10-7		野外炉工	野外炉	11-3-10-3時計台工（時計台）	172
	11-3-10-8		炊事場工	炊事場		172
11-3-10-9		サイン施設工	サイン	11-3-10-3時計台工（時計台）	172	
11-3-10-10		サービス施設修繕工				
第11節 管理施設整備工	11-3-11-3		リサイクル施設工	リサイクル施設基礎		173
	11-3-11-4		ごみ焼却施設工	ごみ焼却施設基礎	11-3-11-3リサイクル施設工（リサイクル施設基礎）	173
	11-3-11-5		ごみ施設工	くず入れ		173
				吸殻入れ		173
				ごみ置場		
	11-3-11-6		井戸工	さく井		
				井戸設備		
	11-3-11-6			手押しポンプ		173
	11-3-11-7		門扉工	門壁		174
				門柱		174
				門扉		174
	11-3-11-8		柵工	フェンス		174
				柵		174
				手すり		174
				*転落（横断）防止柵		174
*ガードレール					174	
*ガードケーブル					174	
*ガードパイプ					174	
*基礎ブロック、鋼管基礎					174	
*金網・支柱（立入防止柵）					174	
*門扉		174				
11-3-11-9		車止め工	車止め		174	
			*車止めポスト		174	
			車椅子ゲート		174	

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 管理施設整備工	11-3-11-10		園名板工	園名版	11-3-11-9車止め工（車止め・*車止めポスト・車椅子ゲート）	174
	11-3-11-11		掲揚ポール工	掲揚ポール	11-3-11-9車止め工（車止め・*車止めポスト・車椅子ゲート）	174
	11-3-11-12		反射鏡工	カーブミラー	11-3-11-9車止め工（車止め・*車止めポスト・車椅子ゲート）	174
第12節 建築施設組立設置工	11-3-12-3		四阿工	四阿基礎		174
	11-3-12-4		パーゴラ工	パーゴラ基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-5		シェルター工	シェルター基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-6		キャビン（ロッジ）工	キャビン（ロッジ）基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-7		温室工	温室基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-8		観察施設工	観察施設基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-9		売店工	売店基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-10		荷物預り所工	荷物預り所基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-11		更衣室工	更衣室基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-12		便所工	便所基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-13		倉庫工	倉庫基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
	11-3-12-14		自転車置場工	自転車置場基礎	11-3-12-3四阿工（四阿基礎）	174
第14節 公園施設等撤去・移設工	11-3-14-2		移設工	遊具移設	11-1-10-3移設工（遊具移設）	153
				小工作物移設	11-1-10-3移設工（小工作物移設）	153
第4章 グラウンド・コート整備						
第3節 グラウンド・コート舗装工	11-4-3-4		グラウンド・コート用舗装工	*下層路盤		175
				*上層路盤		175
				中層		175
				*基層		175
				クレー舗装		176
				アンツーカー舗装		176
				天然芝舗装		177
				人工芝舗装		177
				全天候型舗装（樹脂系）		178
				全天候型舗装（アスファルト系）		178
				グラウンド・コート砂舗装		178
				グラウンド・コートグラスト舗装		178



【第11編 公園編】

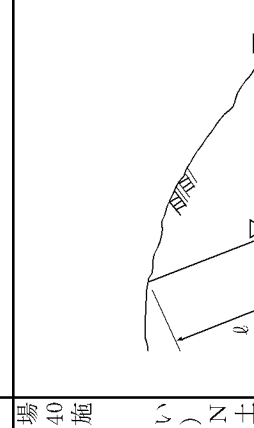
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 グラウンド・コート舗装工	11-4-3-5		グラウンド・コート縁石工	コンクリート縁石		179
				舗装止め		179
				見切材（仕切材）		179
				内圏縁石		179
第4節 スタンド整備工	11-4-4-3		スタンド擁壁工	スタンド擁壁		179
	11-4-4-4		ベンチ工	スタンドベンチ		179
				現場打ベンチ		179
第5節 グラウンド・コート施設整備工	11-4-5-3		ダッグアウト工	ダッグアウト基礎		180
	11-4-5-4		スコアボード工	スコアボード基礎	11-4-5-3ダッグアウト工（ダッグアウト基礎）	180
	11-4-5-5		バックネット工	バックネット基礎	11-4-5-3ダッグアウト工（ダッグアウト基礎）	180
	11-4-5-6		競技施設工	フェールポール		180
				ポスト		180
				ゴールポスト		180
				支柱台		180
				スポーツサークル		180
				跳躍箱		180
				踏切板		180
	塁ベース基礎		180			
	11-4-5-8		審判台工	審判台	11-3-11-9車止め工（車止め・*車止めポスト・車椅子ゲート）	174
	11-4-5-9		掲揚ポール工	掲揚ポール	11-3-11-9車止め工（車止め・*車止めポスト・車椅子ゲート）	174
11-4-5-11		グラウンド・コート柵工	高尺ネットフェンス		180	
			フェンス		180	
			防球ネット		180	
第6節 公園施設等撤去・移設工	11-4-6-2		移設工	遊具移設	11-1-10-3移設工（遊具移設）	153
				小工作物移設	11-1-10-3移設工（小工作物移設）	153
第5章 自然育成						
第3節 自然育成施設工	11-5-3-3		自然育成盛土工	巻出し		181
	11-5-3-4		自然水路工	遮水・止水シート		181
				ごろた石積		181
				崩れ積		181
				砂・礫敷		181
	11-5-3-5		水田工	遮水・止水シート		182
11-5-3-10		しがらみ柵工	しがらみ柵		182	

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 自然育成施設工	11-5-3-11		自然育成型護岸工	*階段ブロック積		182
				*魚巢ブロック積		182
				*石積		182
				*石張		182
				*雑割石張		182
				*かごマット		182
				*玉石階段		182
				*種子散布		182
				公園張芝		182
				公園筋芝		182
				公園市松芝		182
				*じゃかご	11-1-6-7*かご工 (*じゃかご)	148
				*ふとんかご	11-1-6-7*かご工 (*ふとんかご)	148
				11-5-3-12		保護柵工
	11-5-3-13		解説板工	解説板		183
	11-5-3-16		自然育成型護岸基礎工	*現場打基礎		183
				*プレキャスト基礎		183
	11-5-3-17		*沈床工	*木工沈床		183
				*改良沈床		183
				*粗朶沈床		183
				*袋詰玉石		183
				*吸出し防止材		183
*粗朶単床					183	
*粗朶柵					183	
11-5-3-18		*捨石工	*捨石		183	
			*表面均し		183	
			*吸出し防止材		183	
11-5-3-19		*かご工	*じゃかご	11-1-6-7*かご工 (*じゃかご)	148	
			*ふとんかご	11-1-6-7*かご工 (*ふとんかご)	148	
11-5-3-22		*杭出し水制工	*杭出し水制		183	

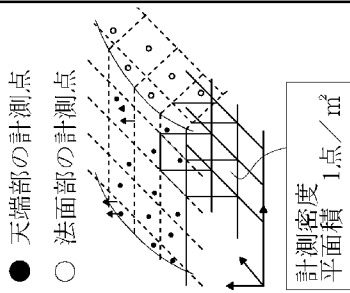
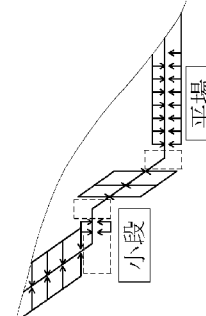
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	2	3	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40 m（又は50m）以下のものは1施 工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T S 等光波方式を用い た出来形管理要領（土工編） （案）」または、「R TK - G N S S を用いた出来形管理要領（土 工編）（案）」の規定により側 書による管理を行う場合は、設計 書の測点毎、基準高は掘削部の両 端で測定。		1-2-3-2	
						法長 $\theta$	$\theta < 5m$				-200
							$\theta \geq 5m$				法長 - 4%

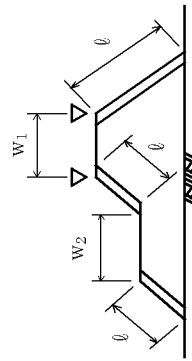
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	平均値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナード」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	<p>● 天端部の計測点 ○ 法面部の計測点</p>  	1-2-3-2	
						平場	±50				±150
						法面 (小段含む)	±70				±160
						標高較差					
						水平または標高較差					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
						測定項目	規格値					
1	2	3	2	3	掘削工(水中部) (面管理の場合)	平場	平均値	±50	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p>		
						法面(小段含む)	±50	±300				
						水平または標高較差	±50	±300				
1	2	3	3	1	盛土工	基準高▽	-50		<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>基準高は各法肩で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により制約による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。</p>		1-2-3-3	
						法長l	-100					
						幅 W1, W2	法長-2%					


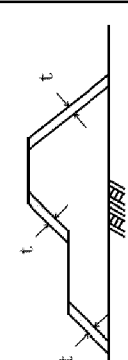
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナード」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		<p>1-2-4-3 1-2-4-4</p>
						法面	±50	±150			
						法面 4割<勾配	±50	±170			
						法面 4割≤勾配 (小段含む)	±60	±170			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
1	2	3	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
						幅	-100			
1	2	3	6		堤防天端工	厚さ t	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により側転による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-4-2
						法長φ	-200				
						φ < 5m					
						φ ≥ 5m	法長-4%				
							幅 w	-100			



### 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	2	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-4-2	
						平場	±50				±150
						法面 (小段含む)	±70				±160
						法面 (軟岩I) (小段含む)	±70				±330

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により側断書による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	
						法長 $\theta$	$\theta < 5\text{ m}$				-100
							$\theta \geq 5\text{ m}$				法長-2%
						幅	$w_1, w_2$				-100

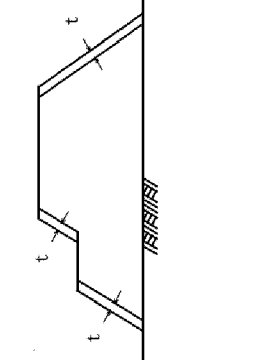
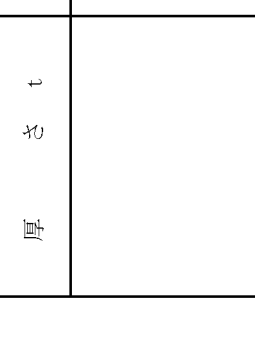
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法面 (小段含む)	±80	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設けられた標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	5		法面整形工 (盛土部)		厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
							平均間隔 d	±φ	$d = D / (n - 1)$ D : n 本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径		1-3-7-4
					組立て		かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編：標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁 (PC橋含む) の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外) の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		

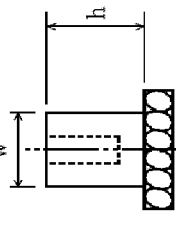
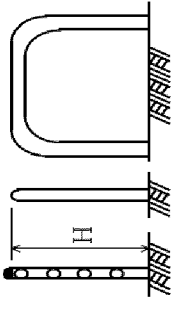
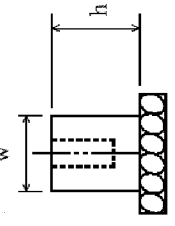
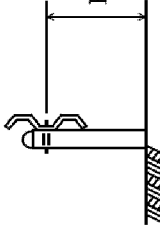
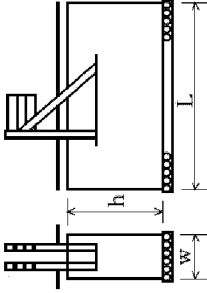
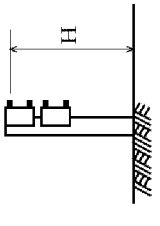
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4	
						根入長	設計値以上				
						変位 δ	100				
5					縁石工 (緑石・アスカーク)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	
3	2	3	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
		根入れ長	設計値以上								

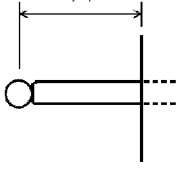
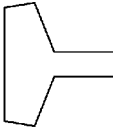
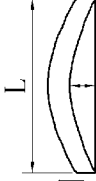
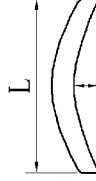
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w 高さ h	-30 -30		3-2-3-7
						パイプ取付高 H		+30 -20		
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w 高さ h	-30 -30		3-2-3-8
						ビーム取付高 H		+30 -20		
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケープル)	基礎	幅 w 高さ h 延長 L	-30 -30 -100		3-2-3-8
						ケーブル取付高 H		+30 -20		

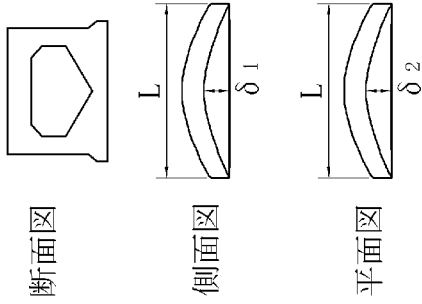
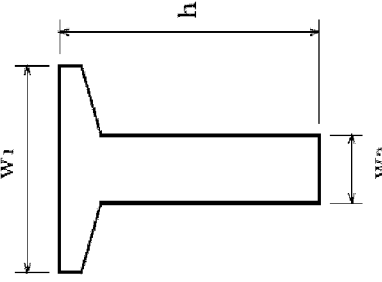
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	9		区画線工		厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	材料、厚さ、塗装面(排水性舗装か否か)ごとに、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
							幅 w	設計値以上	各線種ごとに1ヶ所テストピースにより測定。		
							高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10
3	2	3	11		コンクリート面塗装工		塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとこの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(空缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11
							桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 桁桁のそりは中央の値とする。		3-2-3-12
							断面の外形寸法	±5	なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づき試験成績表に替えることができる。	側面図 	平面図 
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)		橋桁のそり	±8			
							橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±5			
							横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

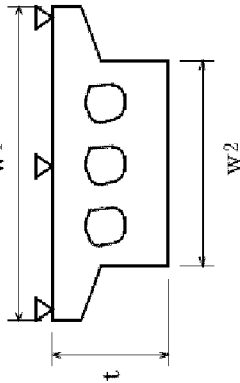
編	章	節	種	工	枝番	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
3	2	3	共通の工種	プレテンション工 製作工 (購入工) (スラブ桁)	2	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ± L / 1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する 場合は、製造工場の発行するJISに 基づく試験成績表に替えることが できる。	 <p>断面図</p> <p>側面図</p> <p>平面図</p>	3-2-3-12									
							±5												
							±8												
							±10												
							13				2	3	ポラストテンション 桁製作工	1	幅 (上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レンシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する 場合は、製造工場の発行するJISに 基づく試験成績表に替えることが できる。 φ：支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコン クリート構造物 (橋梁上・下部 工および重要構 造物である内空 断面積25㎡以上 のポットスカス のパート (工場製 作のプレキャスト ト製品は全ての 工種において対 象外) の鉄筋 の配筋状況及び かぶりについて は、「非破壊試 験によるコンク リート構造物中 の配筋状態及び かぶり測定要 領」も併せて適 用する
															幅 (下) w <sub>2</sub>	±5			
															高さ h	+10 -5			
															桁 長 φ 支間長	φ < 15… ±10 φ ≥ 15… ± (φ - 5) かつ -30mm以内			
															横方向最大タワミ	0.8φ			



出来形管理基準及び規格値

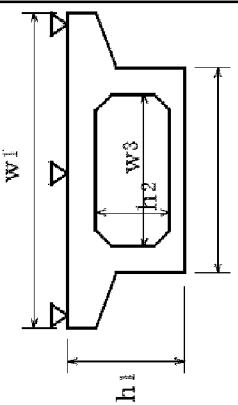
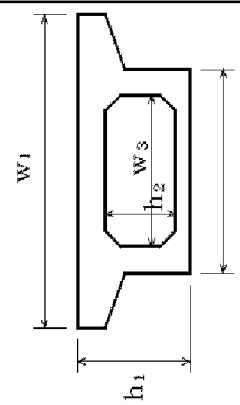
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	13	2	プレキヤスタセグメント桁製作工 (購入工)	桁長 $\phi$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所 で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3	2	3	14		プレキヤスタセグメント主桁組立工	桁長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレス レンシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3ヶ所とする  $\phi$ : 支間長 (m)		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.80			
3	2	3	15		PCホロースラブ 製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所 (支点付近)で1ヶ所当たり両端 と中央部の3点、幅及び厚さは1 径間当たり両端と中央部の3ヶ 所。  ※鉄筋の出来形管理基準について は、第3編3-2-18-2床版工に準ず る。  $\phi$ : 桁長 (m)		3-2-3-15 注)新設のコン クリート構造物 (橋梁上・下部 工および重要構 造物である内空 断面積 $25\text{m}^2$ 以上 のボックスタスカル パート(工場製 作のプレキヤ スタ製品は全ての 工種において対 象外)の鉄筋 の配筋状況及び かぶりについて は、「非破壊試 験によるコンク リート構造物中 の配筋状態及び かぶり測定要 領」も併せて適 用する
						幅 $w_1, w_2$	$-5 \sim +30$			
						厚さ $t$	$-10 \sim +20$			
						桁長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			



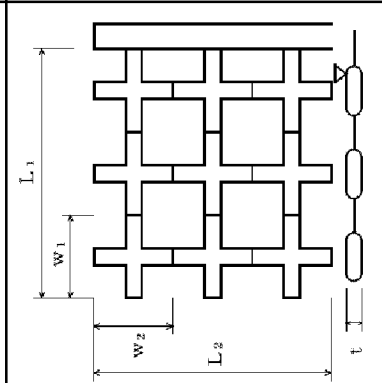
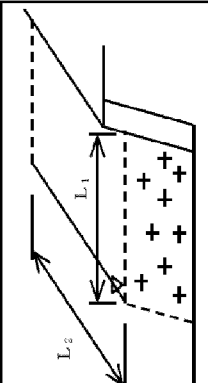
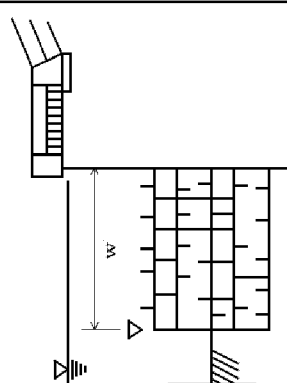
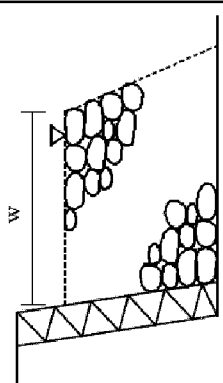
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	3	16	1	P.C箱桁製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所 (支点付近)で1ヶ所当たり両端 と中央部の3点、幅及び高さの3ヶ 径間当たり両端と中央部の3ヶ 所。 ※鉄筋の出来形管理基準について は、第3編3-2-18-2床版工に準ず る。 $\phi$ ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコン クリート構造物 (橋梁上・下部 工および重要構 造物である内空 断面種25㎡以上 のポットスカル パート(工場製 作のプレキャスト ト製品は全ての 工種において対 象外)の鉄筋 の配筋状況及び かぶりについて は、「非破壊試 験によるコンク リート構造物中 の配筋状態及び かぶり測定要 領」も併せて適 用する		
						幅(上) $w_1$	$-5 \sim +30$					
						幅(下) $w_2$	$-5 \sim +30$					
						内空幅 $w_3$	$\pm 5$					
						高さ $h_1$	$+10$ $-5$					
						内空高さ $h_2$	$+10$ $-5$					
						桁長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内					
						幅(上) $w_1$	$-5 \sim +30$					3-2-3-16 注) 新設のコン クリート構造物 (橋梁上・下部 工および重要構 造物である内空 断面種25㎡以上 のポットスカル パート(工場製 作のプレキャスト ト製品は全ての 工種において対 象外)の鉄筋 の配筋状況及び かぶりについて は、「非破壊試 験によるコンク リート構造物中 の配筋状態及び かぶり測定要 領」も併せて適 用する
						幅(下) $w_2$	$-5 \sim +30$					
						内空幅 $w_3$	$\pm 5$					
						高さ $h_1$	$+10$ $-5$					
						内空高さ $h_2$	$+10$ $-5$					
桁長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内											

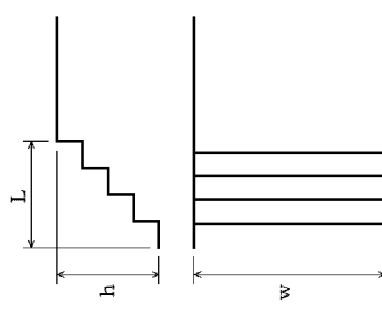
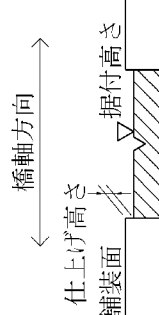
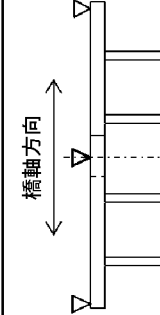
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3	2	3	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m （又は50m）以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		3-2-3-17						
							厚さ t	-20									
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20									
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200									
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m （又は50m）以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。								
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	- t / 2	1 施工箇所毎									
						3	2	3	18		沈床工	層積	基準高▽	±150	1 組毎		3-2-3-18
													幅 w	±300			
													延長 L	-200			
3	2	3	19		捨石工							層積	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m （又は50m）以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
													幅 w	-100			
													延長 L	-200			

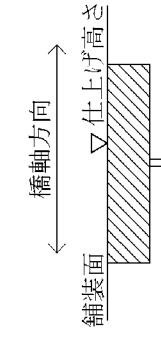
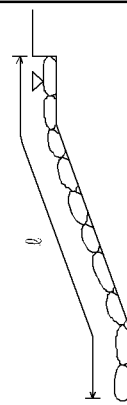
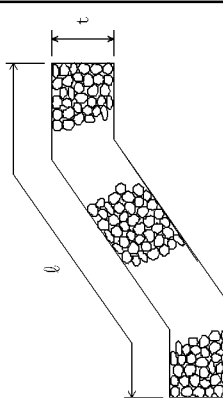
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
3	2	3	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22				
						高さ h	-30							
						長さ L	-30							
						段数	±0段							
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直角定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24				
						表面の凹凸	3							
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2							
						高さ	据付け高さ				±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直角定規測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差				3			
						表面の凹凸	表面の凹凸				3			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差				2			
							歯咬み合い部の縦方向間隔 W1				±2			
							歯咬み合い部の横方向間隔 W2				±5			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2							

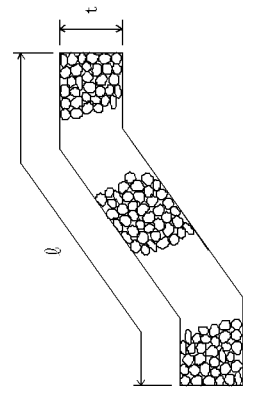
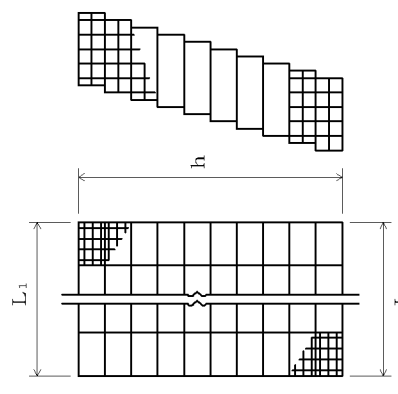
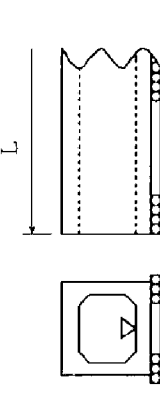
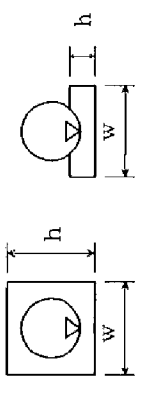
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						法長ℓ	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	延長L	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						法長ℓ	-100			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	厚さt	-0.2t			
						延長L	-200			

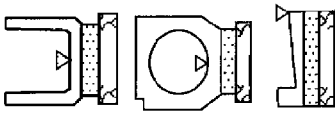
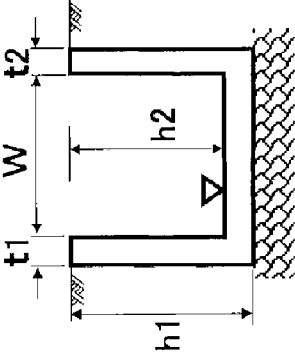
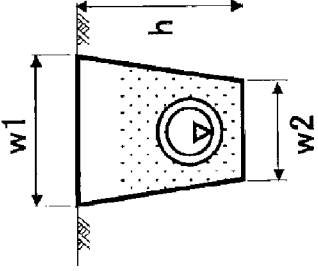
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																						
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的工種	27	1	羽口工 (じやかご)	法長 $\phi$	$\phi < 3$ m	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27																		
									厚	$\phi \geq 3$ m	-100																					
											-50																					
									3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的工種	28	2	羽口工 (ふとんかご、か ご枠)	高さ h		-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27									
																		延長 $L_1, L_2$		-200												
																		3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的工種	28	プレキヤストカル パート工 (プレキヤスト ボックス工) (プレキヤストパ イプ工)	基準高 $\nabla$		$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、施工延 長40m (又は50m) 以下のものは 1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	
																										※幅 w		-50				
																										※高 さ h		-30				
																										延長 L		-200	1 施工箇所毎			

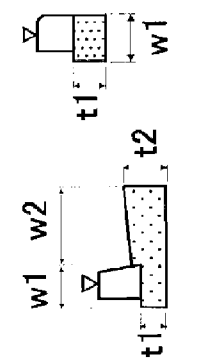
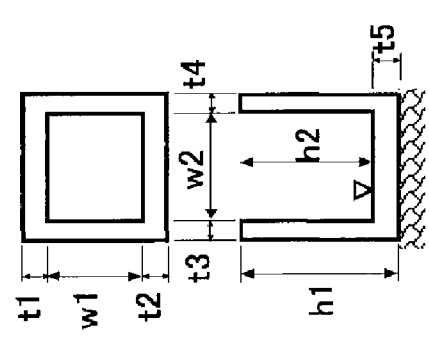
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																				
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-3-29																	
														延長L	-200	<p>1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>														
																	基準高▽	±30	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>											
																				厚さ $t_1$ , $t_2$	-20									
														幅w	-30	<p>1施工箇所毎</p>														
														高さ $h_1$ , $h_2$	-30															
														延長L	-200															
														3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-3-29			
																												幅 $w_1$ , $w_2$	-50	<p>1施工箇所毎</p>
																												延長L	-200	

出来形管理基準及び規格値

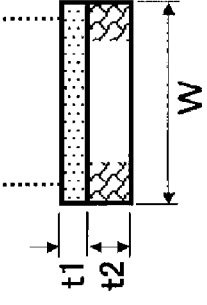
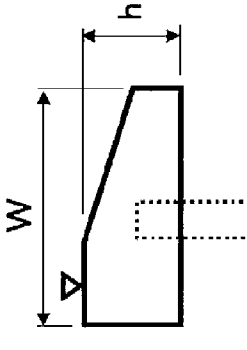
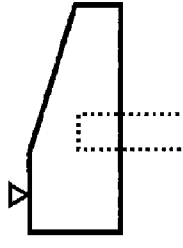
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	29	4	側溝工 (街渠工) (地先境界石工) 現場打	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。		
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-20			
						延長 L	-100			
						基準高 $\nabla$	$\pm 30$			
30	集水柵工	※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合						
		※幅 $w_1, w_2$	-30							
		※高さ $h_1, h_2$	-30							
		塗膜厚								
		31	現場塗装工							
31	現場塗装工					塗膜厚 a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標値より大きい場合はこの限りでない。	3-2-3-31			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3	2	4	2		基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
						根入	長	設計値以上			
						偏心量	d	D/4以内かつ 100以内			
						傾	斜	1/100以内			
				2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高	▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
						根入	長	設計値以上			
						偏心量	d	100以内			
						傾	斜	1/100以内			
				5	場所打杭工	基準高	▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-5
						根入	長	設計値以上			
						偏心量	d	100以内			
						傾	斜	1/100以内			
					杭	径	D	設計径 (公称径) -30以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	4	6		基礎工	基準高 $\nabla$	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補強リブが必要とする場合は補強リブの内径とし、モルタルライフの場合にはモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		3-2-4-6	
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	150以内				
						傾斜	1/50以内				
						基礎径 D	設計径 (公称径) 以上※				
						偏心量 d	300以内				
	7			7		オーブケンケソン基礎工	基準高 $\nabla$	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-7
							ケンソンの長さ $l$	-50			
							ケンソンの幅 w	-50			
							ケンソンの高さ h	-100			
							ケンソンの壁厚 t	-20			
							偏心量 d	300以内			
8			8		ニューマチックケンソン基礎工	基準高 $\nabla$	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-8	
						ケンソンの長さ $l$	-50				
						ケンソンの幅 w	-50				
						ケンソンの高さ h	-100				
						ケンソンの壁厚 t	-20				
						偏心量 d	300以内				

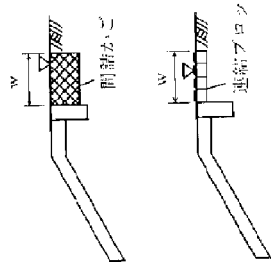
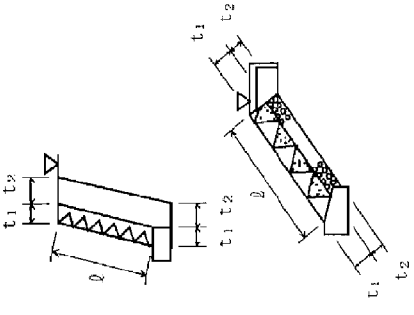
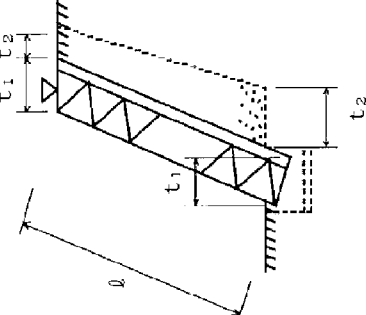
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
3	2	一般施工	4	基礎工	鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		3-2-4-9					
						根入長	設計値以上								
						偏心量 d	300以内								
3	5	石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合）は50mにつき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上部及び下端部の2ヶ所を用いた出来形「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3					
						法長φ	φ<3m φ≥3m								
						厚さ（ブロック積張） t <sub>1</sub>	-50								
						厚さ（裏込） t <sub>2</sub>	-50								
						延長 L	-200								
						2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)				基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合）は50mにつき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
											法長 φ	-100			
											延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形 管理要領 (護岸工編) (案)」の 規定による測点の管理方法を用い ることができる。		3-2-5-3						
						幅	-100									
						延長	-200									
						延長 $L$										
						基準高 $\nabla$	$\pm 50$				施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2ヶ所。厚さは上端 部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形 管理要領 (護岸工編) (案)」の 規定による測点の管理方法を用い ることができる。		3-2-5-4			
						法長 $\phi$	$\phi < 3$ m							-50		
							$\phi \geq 3$ m							-100		
						厚さ (ブロック) $t_1$	-50									
						厚さ (裏込) $t_2$	-50									
						延長 $L$	-200									
						基準高 $\nabla$	$\pm 50$							施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形 管理要領 (護岸工編) (案)」の 規定による測点の管理方法を用い ることができる。		3-2-5-5
						法長 $\phi$	$\phi < 3$ m									
$\phi \geq 3$ m	-100															
厚さ (石積・張) $t_1$	-50															
厚さ (裏込) $t_2$	-50															
延長 $L$	-200															

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7	
						厚さ	-45	-45	-15	-15	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。		
						幅	-50	-50	—	—	厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができ。		
											厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
											厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	±90	+40 -15	+50 -15	工事規模の考え方が中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各重線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。		

単位：mm



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	±54	±63	中規模以上	小規模以下	-10	-8	-10	3-2-6-7
														<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層 あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上 とする。 小規模工事とは、次のい れかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混 合物の総使用量が70t未満</p> <p>(1) 3次元データによる出来形管理 において、「地上型レーザーキャ ナードを用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナードを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」または 「TS(ノンプリズム方式)を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 (2) 個々の計測値の規格値には計測 精度として±10mmが含まれてい る。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積あたり) 以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下層の 標高較差平均値+設計厚さから求まる 高さの差とする。この場合、基準 高の評価は省略する。</p>

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、300m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	±54	±63	中規模以上	小規模以下	-10	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンブリーズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面として全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合作物の総使用量が70t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-7	
						幅	-50	-50	-	-	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、厚さはコアを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要					
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下								
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下	-36	-45	-5	-7	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンブリーズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合作物の総使用量が70t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-7	
						幅	-25	-25	-	-	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、厚さはコアを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンブリーズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれていない。(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	
		幅	-25	-25	—	—	—	—	—	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。			
		平坦性					3m <sup>2</sup> プロットメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		

単位：mm



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)					
							中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値の 平均(X10)			
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-3	(1) 3次元データによる出来形管理 において、「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」または 「TS(ノンブリーズム方式)を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。(2) 個々の計測値の規格値には 計測精度として±4mmが含まれてい る。(3) 計測は設計幅員の内側全面 とし全ての点で標高値を算出する。計 測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あた り)以上とする。(4) 厚さは、直下 層の標高値と当該層の標高値との差で 算出する。(5) 厚さを標高較差とし て評価する場合、直下層の目標高さ +直下層の標高較差平均値+設計高さ から求める高さの差とする。この 場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層 あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上 とする。 小規模工事とは、次のいず れかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混 合物の総使用量が70t未満 平坦性試験は、原則としてバ ス路線等の幹線道路におい て、施工延長が100m以上につ いて、車線ごと全延長実施 する。ただし、道路線形など により平坦性の保持が困難な 場合は、監督員の指示により 省略することが出る。	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層 あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上 とする。 小規模工事とは、次のい れかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混 合物の総使用量が70t未満 厚さを下がり寸法管理する 場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8	
						厚  さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	(1) 3次元データによる出来形管理 において、「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」または 「TS(ノンブリズム方式)を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。(2) 個々の計測値の規格値には 計測精度として±10mmが含まれて いる。(3) 計測は設計幅員の内側全 面とし全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あ たり)以上とする。(4) 厚さは、直 下層の標高値と当該層の標高値との差 で算出する。(5) 厚さを標高較差と して評価する場合は、直下層の目標高 さ±直下層の標高較差平均値±設計厚 さから求めまる高さの差とする。こ の場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-8	
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40	+50			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	(I) 3次元データーによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれているとし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さ+求めまる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	6	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごと、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m2以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	6	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。(3) 計測は設計幅員の内側全面として全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m2以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	6	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごと、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回以後、1施工単位ごとと同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m2以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	6	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。(3) 計測は設計幅員の内側全面として全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m2以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	小規模以上	中規模以上			
3	2	1 一般施工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごと、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m2以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	-				
3	2	1 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合には計測精度として±4mmが含まれている。計測精度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さ+請求する高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m2以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-8

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-8	
						幅	-25	-25	—	—	①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満		
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> プロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上にわたって、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	分散				
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -17	中規模以上 -20	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 -2	小規模以下 -3	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。	3-2-6-8	
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	—	—			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の割点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取に より床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合、延長40m毎に測定。	3-2-6-9
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	工事規模の考え方が中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-9	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	-15	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さと直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所を掘り起し、延長40m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方が中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取に より床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合、延長40m毎に測定。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さを+直下層の標高較差平均値+設計高さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方が中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-9
						厚 幅	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方が中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取に より床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合、延長40m毎に測定、	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要				
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下							
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-54	小規模以下	-63	中規模以上	-8	小規模以下	-10	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンブリーズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さを+直下層の標高較差平均値+設計高さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-9
							中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ  幅	中規模以上	-54	小規模以下	-63	中規模以上	-8	小規模以下	-10	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取に より床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-9	
							中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さを+直下層の標高較差平均値+設計高さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-9
						厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取に より床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による 厚さを下がり寸法管理する場合、延長40m毎に測定、	3-2-6-9
				9	排水性舗装工 (基層工)	幅	-25	-25	-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザーガイダンスキヤナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーガイダンスキヤナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンブリーズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれていない。(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)		厚さ	中規模以上 -7	小規模以下 -9	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 -2	小規模以下 -3	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	
							幅	-25	-25	—			
							平坦性	—	3m <sup>2</sup> 以下 (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコア一を採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コア一を採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごと、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することが出来る。			
3	土木工事共通編												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)		厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-17	-20	-3	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層 あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上 とする。 小規模工事とは、次のいず れかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混 合物の総使用量が70t未満  平坦性試験は、原則として バス路線等の幹線道路におい て、施工延長が100m以上につ いて、車線ごとに全延長実施 する。ただし、道路線形など により平坦性の保持が困難な 場合は、監督員の指示により 省略することが出来る。
							平坦性	中規模 以上	小規模 以下	-2	-3	(1) 3次元データによる出来形管理 において、「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」または 「TS(ノンブリーズム方式)を用いた 出来形管理要領(舗装工事編)( 案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。(2) 個々の計測値の規格値には 計測精度として±4mmが含まれてい る。(3) 計測は設計幅員の内側全面 とし全ての点で標高値を算出する。計 測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あた り)以上とする。(4) 厚さは、直下 層の標高値と当該層の標高値との差で 算出する。(5) 厚さを標高較差とし て評価する場合、直下層の目標高さ +直下層の標高較差平均値+設計高さ から求める高さの差とする。この 場合、基準高の評価は省略する。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)	中規模以上			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽  厚さ  幅	±50	—	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り 起しとして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とす。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長40m以下の間隔で測定することが できる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あた りの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに 該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が70t未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合 は、延長40m毎に測定。	3-2-6-10
							t < 15cm t ≥ 15cm	-30 -45	-10 -15			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽  厚さあるいは 標高較差	t < 15cm t ≥ 15cm	+50 -70	+50 -70	(1) 3次元データによる出来形管理 において、「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領 (舗装工 事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領 (舗装工事編) (案)」または 「TS (ノンプリズム方式) を用いた 出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」 に基づき出来形管理を実施す る場合、その他本基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 (2) 個々の計測値の規格値には 計測精度として±10mmが含まれて いる。 (3) 計測は設計幅員の内側全 面とし全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あ たり) 以上とする。 (4) 厚さは、直 下層の標高値と当該層の標高値との差 で算出する。 (5) 厚さを標高較差と して評価する場合は、直下層の目標高 さ+直下層の標高較差平均値+設計厚 さから求める高さの差とする。こ の場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あた りの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに 該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が70t未満	3-2-6-10
							t < 15cm t ≥ 15cm	+90 -70	+50 -15			



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上 -9	中規模以上 -3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができ。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-10
						幅	小規模以下 -25	—			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれていない。(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-10

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)					
							中規模以上	小規模以下					
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 コア採取については橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-11
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グーアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 コア採取については 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	11	4	グーアスファルト 舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
3	2	6	11	5	グーアスアスファルト舗装工(表層工)	厚さ	中規模以上 -7	小規模以下 -9	中規模以上 -2	小規模以下 -3	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。</p> <p>コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。</p> <p>300m<sup>2</sup>以上1,500m<sup>2</sup>未満は3回</p> <p>1,500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満は6回</p> <p>3,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満は10回</p> <p>以後、1施工単位ごとに同様に実施する。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m<sup>2</sup>未満。</p> <p>コアー採取について</p> <p>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。</p> <p>厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。</p>	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	—	—	3m <sup>2</sup> 以下(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
						中規模以上	小規模以下					
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-11
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> 以下 (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m <sup>2</sup> 未満。 平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測 定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長40m以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あ たりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とす る。 小規模工事とは、次のいずれか に該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が70t未満	3-2-6-12
						厚さ	-45	-15			厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならぬとともに、10個 の測定値の平均値 (X10) につい て満足しなければならぬ。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しな い。	
						幅	-50	—			コア採取について 橋面舗装等でコア採取により 床版等に損傷を与える恐れのある 場合は、他の方法によることが出 来る。 厚さを下がり寸法管理する場合 は、延長40m毎に測定。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測 定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長40m以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あ たりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とす る。 小規模工事とは、次のいずれか に該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならぬとともに、10個 の測定値の平均値 (X10) につい で満足しなければならぬ。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しな い。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により 床版等に損傷を与える恐れのある 場合は、他の方法によることが出 来る。  厚さを下がり寸法管理する場合 は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10)				
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	<p>(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンブーム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>(3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方の 中規模以上の工事とは、1層あ たりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とす る。 小規模工事とは、次のいずれか に該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が70t未満</p>	3-2-6-12
							中規模 以上	小規模 以下	-8			
							-55	-66				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
						厚さ	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。  ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、1層あたり以上の施工面積が300m2以上とする。小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10)				
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンブーム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方が中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12
							中規模 以上	小規模 以下	-55			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	中規模以上	小規模以下	平均	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、300m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	中規模以上	小規模以下	平均			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	個々の測定値の範囲			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -20	小規模以下 -27	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 小規模以下 -3	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンブーム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方の中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	分散			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	中規模以上 -10	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 -3.5	小規模以下	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリッブオフ工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線40m毎に両側の版縁を測定する。ただし、延長40m以下の間隔で測定することができ。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さは測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	-25	—				
						平坦性	—	コンクリートの硬化後 3mプロファイル メーターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		平坦性試験は、原則としてバス路盤等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)					
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-22	-3.5	<p>(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>(3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方の中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積が300m<sup>2</sup>未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p> <p>平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						平坦性	中規模以上	小規模以下	—	コンクリート硬化後 3mプロファイル メーターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下			
						目地較差	±2					隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の軸とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の軸に測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	-45	-15				
						幅	-50	—				厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	10個の測定値の標準偏差(Xσ)			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上 ±90	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 +40	小規模以下 ±90	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方が中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	中規模以上 ±90	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 +40	小規模以下 ±90			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
						厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70 t未滿あるいは施工面積が300㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さは測定値の平均値は適用しない。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	-50	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10)	規格値				
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方が中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート セメント(石灰・瀝 青)安定処理工)	厚さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 -8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さは測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	-50		—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10)	規格値						
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	-55	-66	-8	(1) 3次元データによる出来形管理 において、「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領 (舗装工 事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領 (舗装工事編) (案)」または 「TS (ノンプリズム方式) を用いた 出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 (2) 個々の計測値の規格値には計測 精度として±10mmが含まれてい る。 (3) 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。計 測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当た り) 以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下層の 標高較差平均値+設計厚さから求める 高さの差とする。この場合、基準 高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あ たりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とす る。 小規模工事とは、次のいずれか に該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が70t未満	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚  さ	中規模 以上	-9	小規模 以下	-12	中規模 以上	小規模 以下	3-2-6-12
						幅	-25		-3		—		

幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。  
コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。  
300m2以上1,500m2未満は3回  
1,500m2以上3,000m2未満は6回  
3,000m2以上10,000m2未満は10回  
以後、1施工単位ごとに同様に実施する。  
ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。

工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。  
小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。  
厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さは測定値の平均値は適用しない。

コアー採取について  
橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  
厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)					
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-20	-27	-3	工事規模の考え方が中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12
							中規模以上	小規模以下					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	許容差			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	中規模以上 -15	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 -4.5	小規模以下	厚さは、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上で測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工中規模とは、300㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	中規模以上 -35	小規模以下	—			
						平坦性	中規模以上 —	小規模以下	—			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	(1) 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、車線延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。	3-2-6-12	
						平坦性	—					
						目地段差	±2					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-13
							-45	-15				
							-50	-				
3	2	6	2	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。	3-2-6-13	
							-50	-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

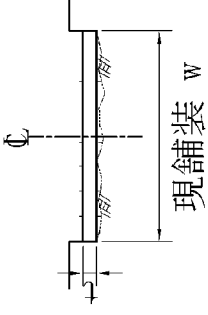
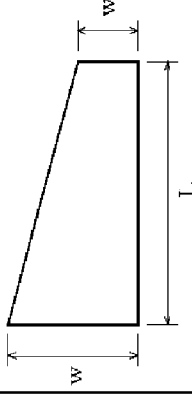
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	10個の測定値の標準偏差(Xs)			
3	2	1 一般施工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	中規模以上 -25	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 -8	小規模以下 -30	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-13
						幅	-50					
4	2	1 一般施工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上 -15	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 -5	小規模以下 -20	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-13
						幅	-50					
5	2	1 一般施工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上 -9	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上 -3	小規模以下 -12	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-13
						幅	-25					

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下					
3	2	1	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さは測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
							小規模以下	±50	—				
								-45	-15				
								-50	—				
						厚	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。		3-2-6-14	
						幅	-50	—	—		厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。		3-2-6-14
						厚	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合は、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さは測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						幅	-50	—	—		厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。		3-2-6-14
						厚	-15	-20	-5		コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。		3-2-6-14
						幅	-50	—	—				3-2-6-14
						厚	-9	-12	-3				3-2-6-14
						幅	-25	—	—				3-2-6-14

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10) *面管理の場合は は測定値の平均			
3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工		-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		1-2-3-2
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
						舗設工		-25			
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10) *面管理の場合 は測定値の平均			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	<p>現舗装 W</p> 維持工事（部分的な補修）においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-17
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性		3m <sup>2</sup> 以上のメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	(1) 3次元データによる出来形管理 において、「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗装工 レーザースキャナー)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナー)を用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」または 「TS(ノンプリズム方式)を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。(2) 個々の計測値の規格値には 計測精度として±4mmが含まれてい る。(3) 計測は設計幅員の内側全面 とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当 たり)以上とする。(4) 厚さは、施 工前の標高値とオーバーレイ後の標高 値との差で算出する。(5) 厚さを標 高較差として評価する場合は、オー バーレイ後の目標高さとオーバーレイ 後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> 以下 (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

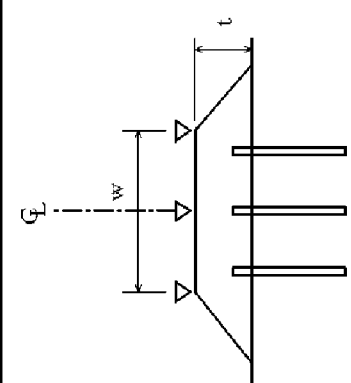
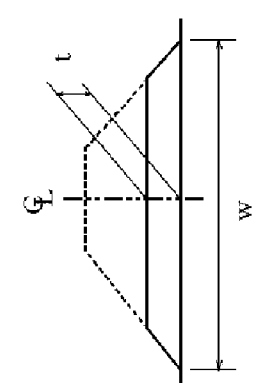
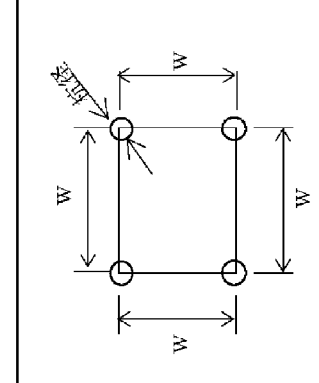
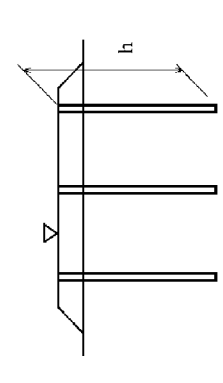


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L) はセンサーライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4			
						法長 $\theta$	-500						
						天端幅w	-300						
						天端延長L	-500						
						基準高▽	特記仕様書に明示				施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-4
						法長 $\theta$	-500						
						天端幅w	-300						
						天端延長L	-500						

出来形管理基準及び規格値

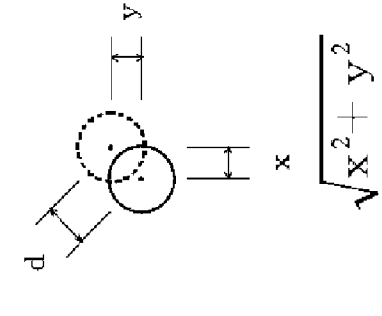
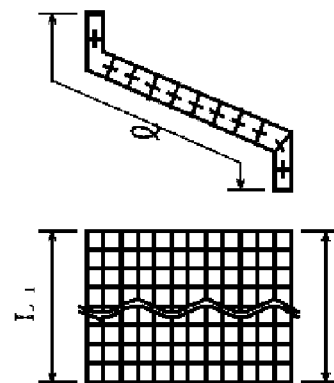
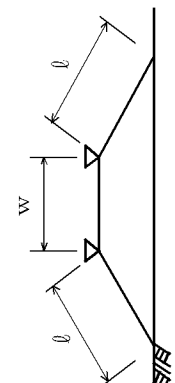
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	5		パイナルネット工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起しとして測定。杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		3-2-7-5
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起しとして測定。</p>		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (パーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	$\pm 100$	<p>20本に1ヶ所。20本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、パーパードレーンの杭径は対象外とする。全本数</p>		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
							—			
3	2	7	8		<p>締固め改良工 (サンドコンパクションパイロ工)</p>			<p>全本数 計器管理にかえることができる。</p>		※余長は、適用除外

出来形管理基準及び規格値

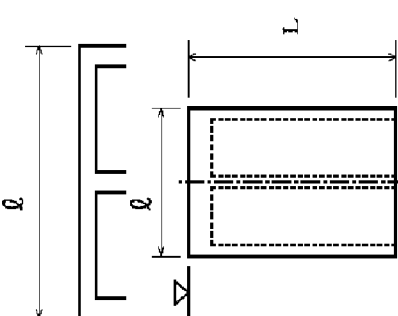
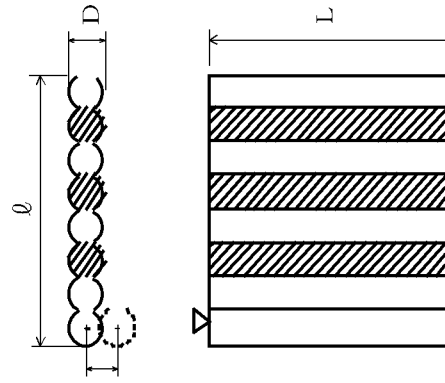
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9		
						位置・間隔w	D/4以内					
						杭径D	設計値以上					
						深 度 θ	設計値以上					
						全本数					$L = \theta_1 - \theta_2$ $\theta_1$ は改良体先端深度 $\theta_2$ は改良体天端深度	
						基準高▽	設計値以上					1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、 又は施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m(50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確 認を出来形とする。 1 施工履歴データを用いた出来 形管理要領(表層安定処理等・ 中層地盤改良工事編)(案)」によ る管理の場合は、全体改良範囲 図を用いて、施工厚さt、幅w、 延長Lを確認(実測は不要)。
						施工厚さ t	設計値以上					
						幅 w	設計値以上					
						延 長 L	設計値以上					
						基準高▽	±100					
根 入 長	設計値以上											
3	10	仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、 又は施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m(50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確 認を出来形とする。 1 施工履歴データを用いた出来 形管理要領(表層安定処理等・ 中層地盤改良工事編)(案)」によ る管理の場合は、全体改良範囲 図を用いて、施工厚さt、幅w、 延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9		
						根 入 長	設計値以上					
										3-2-10-5		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ $\phi$	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\phi$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		3-2-10-5
						延長 $L_1$ $L_2$	-200			
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 $\nabla$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		3-2-10-5
						天端幅 w	-100			
						法 長 $\phi$	-100			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 $\nabla$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のもは、1施工 箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		3-2-10-5
3	2	9		地中連続壁工(壁式)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長40m(測点間 隔25mの場合は50m)につき 1ヶ所。延長40m(又は50m) 以下のもについては1施工箇 所につき2ヶ所。		3-2-10-9
					連壁の長さ $\phi$	-50			
					変位	300			
					壁体長 L	-200			
3	2	10		地中連続壁工(柱列 式)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長40m(測点間 隔25mの場合は50m)につき 1ヶ所。延長40m(又は50m) 以下のもについては1施工箇 所につき2ヶ所。		3-2-10-10 D: 杭径
					連壁の長さ $\phi$	-50			
					変位 d	D/4以内			
					壁体長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	製造費(金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		3-2-12-1		
										中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ				1以下	
											≤1000mm					
											センターボスを基準にした孔位置のずれ					1.5以下
											>1000mm					
										孔の直径	≤100mm				+3 -1	
											>100mm				+4 -2	
										孔の中心距離	JIS B 0403 CT13					
											ボスの直径				+0 -1	
										ボスの高さ	+1 -0					
センターボス																

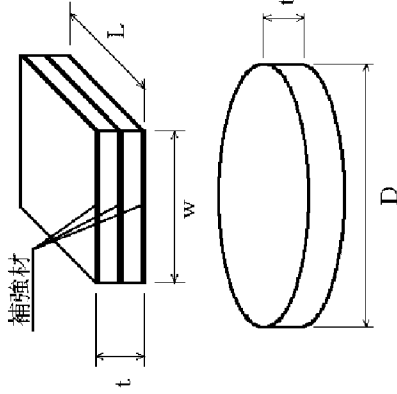
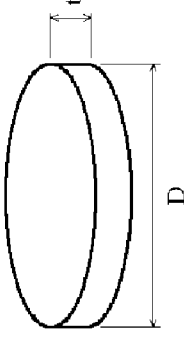
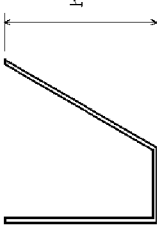
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	1	1	製造費(金属支承工)	上巻の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接 触面の橋軸及び橋軸直角方向の 長さ寸法に対してはCT13を適用 する。		3-2-12-1	
							全移動量 $\phi$				$\pm 2$
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$			
						組立高さ H	上, 下面 加工仕上げ	$\pm 3$			
							コンクリート構造用	$\pm 3$			
								H $\leq$ 300mm			(H/200+3)小数点以下 切り捨て
								H $>$ 300mm			
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14			
							鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405 粗級			
		ガス切断寸法	JIS B 0417 B級								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3	土木工事	共通編	1	2	製造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$	0 ~ +5		3-2-12-1						
							$500 < w, L, D \leq 1500$	0 ~ +1%								
							$1500 < w, L, D$	0 ~ +15								
							$t \leq 20$	±0.5								
							$20 < t \leq 160$	±2.5%								
							$160 < t$	±4								
				3	仮設材製作工	刃口金物製作工	1	平面度	$w, L, D \leq 1000$	1		製品の寸法表示箇所を測定。 図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-1			
									$1000 < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$						
									部材	部材長さ $\phi$ (m)				±3 ... $\phi \leq 10$ ±4 ... $\phi > 10$		
										材				刃口高さ h (m)	±2 ... $h \leq 0.5$ ±3 ... $0.5 < h \leq 1.0$ ±4 ... $1.0 < h \leq 2.0$	
									材					外周長 L (m)	± (10+L/10)	

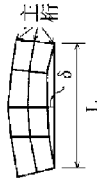
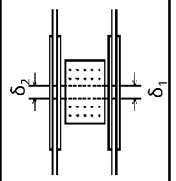


出来形管理基準及び規格値

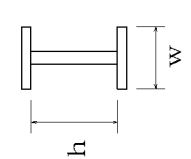
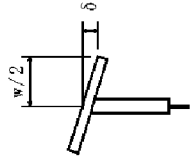
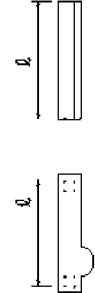
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要																																
								鋼桁等	トラス・アーチ等																																		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーションによる仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 $w$ (mm)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組などに、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	トラス弦材	I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3																																
						腹板高 $h$ (mm)	$h / 250$					主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 $h$ : 腹板高 (mm) $b$ : 腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ : フランジ幅 (mm)	3-2-12-3																														
						腹板間隔 $b$ (mm)								$b / 150$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。	3-2-12-3																											
						板の平面度 $\delta$ (mm)											$w / 200$	主要部材全数を測定。 $\ell$ : 部材長 (mm)	3-2-12-3																								
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)														$\ell / 1000$	※規格値の $w$ に代入する数値は $m$ 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 $\delta$ 、フランジの直角度 $\delta$ 、圧縮材の曲り $\delta$ 」の規格値の $h$ , $b$ , $w$ に代入する数値は $mm$ 単位の数値とする。	3-2-12-3																					
						部材長 $\ell$ (m)																	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$  $\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$	図1: I型鋼桁の寸法 (h, w, b)	図2: 腹板高 h と間隔 b の測定	図3: フランジ直角度 $\delta$ の測定	図4: フランジ幅 w の測定	図5: 部材長 $\ell$ の測定															
						トラス、アーチなど																							図6: トラス・アーチの寸法	図7: トラス・アーチの寸法	図8: トラス・アーチの寸法	図9: トラス・アーチの寸法	図10: トラス・アーチの寸法										
						圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)																												図11: 圧縮材の曲がり $\delta$ の測定	図12: 圧縮材の曲がり $\delta$ の測定	図13: 圧縮材の曲がり $\delta$ の測定	図14: 圧縮材の曲がり $\delta$ の測定	図15: 圧縮材の曲がり $\delta$ の測定					
						部材精度																																	図16: 部材精度の測定	図17: 部材精度の測定	図18: 部材精度の測定	図19: 部材精度の測定	図20: 部材精度の測定

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要						
								鋼桁等	トラス・アーチ等								
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3						
						主桁、主構の 中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3						
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots\dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2) \dots\dots h > 5$	両端部及び中心部を測定。			3-2-12-3						
						主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots\dots L \leq 100$ $25 \dots\dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3						
						主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)			3-2-12-3						
						主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	設計値 $\pm 10$	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3						
						主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)			3-2-12-3						
						現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）			3-2-12-3						
						<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度<math>\delta</math>」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>											

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	種	フランジ幅 w (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部 材の中央付近を測定。	I型鋼桁 	3-2-12-3
							腹板高 h (m)				
							鋼桁等の腹 部材の板	h / 250			
							箱桁等のジ フランジの 鋼床版の デッキ レート	b / 150			
							フランジの 直角度 δ (mm)	w / 200	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
						部材長 ℓ (m)	± 3 ... ℓ ≤ 10 ± 4 ... ℓ > 10	主要部材全数を測定。 			
							部材精度				
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

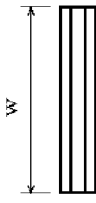
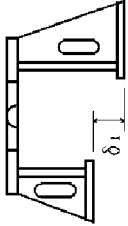

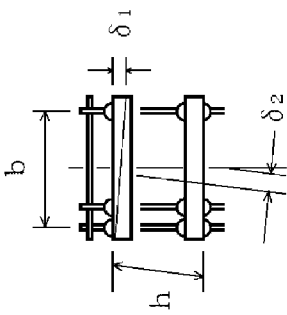
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10			3-2-12-3					
						堤長 L	±30								
						堤長 $\phi$	±10								
						堤幅 W	±30								
						堤幅 w	±10								
						高さ H	±10								
						ベースプレートの高さ	±10								
						本体の傾き	±H/500								
						全数を測定。									

# 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12						
3	2	12						
3	2	12						
3	2	12						
3	2	12						
3	2	12						
3	2	12						
3	2	12						
3	2	12						
3	2	12						

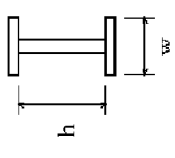
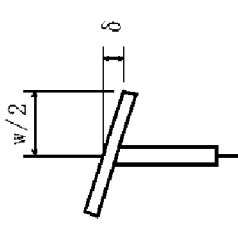
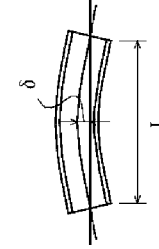
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	12	4		検査路製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4	
						部材	部材長 $w$ (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		3-2-12-5	
			5		鋼製伸縮継手製作工	仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設計値 $\pm 4$	両端部及び中央部付近を測定。	  	(実測値) $\delta 2$	
							フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)	$\pm 2$				
			6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			3-2-12-6
							部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7
			8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	b / 500	軸心上全数測定。			
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	h / 500				
						高さ h (mm)	$\pm 5$					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	I型鋼桁	フランジ幅 w (m)	w ≤ 0.5 ±2.....	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁</p>	3-2-12-9
							腹板高 h (m)	±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)..... 2.0 < w			
3	2	12	9		部材	I型鋼桁	フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材長ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10			
3	2	12	9		仮組立時	I型鋼桁	主桁のそり δ	-5 ~ +5 ...L ≤ 20 -5 ~ +10 ...20 < L ≤ 40	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。  各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9
							部材長ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10			
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	鋼製排水管	部材長ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10

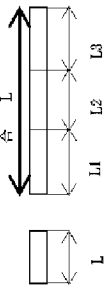
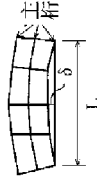
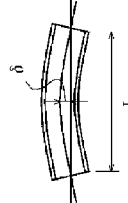
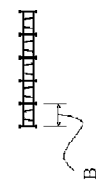
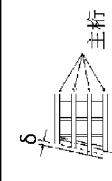
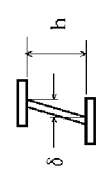
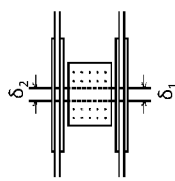
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	11		工場塗装工		塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りでない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその面の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		3-2-12-11



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13	1		架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブリング架設) (ケーブリング架設) (クレーン架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全 長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	± (20+L/5) ± (20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。	単桁間の場合 多桁間の場合 	3-2-13
						通 り δ (mm)	± (10+2L/5)	L : 主桁・主構の支間長 (m)		
						そ ゝり δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L : 主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4..... B ≤ 2 ± (3+B/2)... B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。h : 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格外

単位：mm

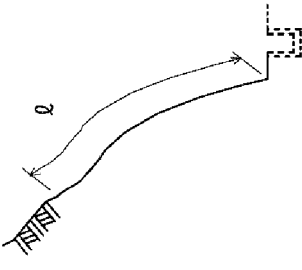
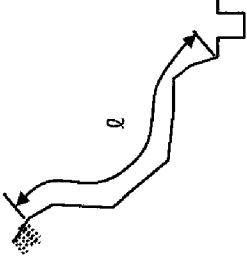
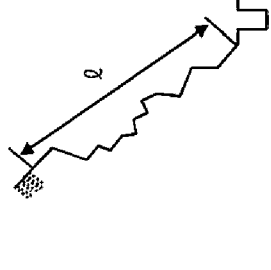
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3	2	13	2		架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工(固定) (移動) 架設桁架設(片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13						
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。								
						そり	—	主桁を全数測定。								
						切土法長 $\phi$	$\phi < 5 \text{ m}$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定することができる。このほか、「地上型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定することができる。							
							$\phi \geq 5 \text{ m}$	法長の-4%								
						盛土法長 $\phi$	$\phi < 5 \text{ m}$	-100								
							$\phi \geq 5 \text{ m}$	法長の-2%								
									延長		L			1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定することができる。このほか、「地上型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定することができる。		

出来形管理基準及び規格値

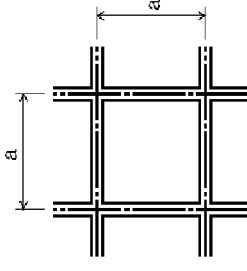
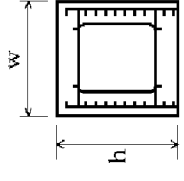
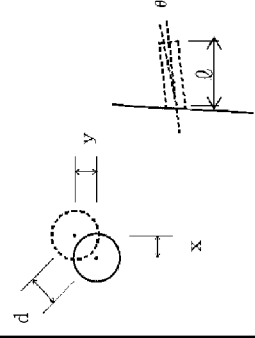
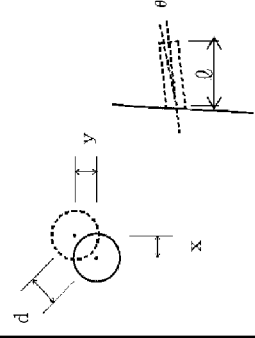
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)		法長 $\phi$	$\phi < 5 \text{ m}$	-200	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキヤナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキヤナーを用いた出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		3-2-14-2
								$\phi \geq 5 \text{ m}$	法長の $-4\%$			
								$t \geq 5 \text{ cm}$	-20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
							延長 L	-200	<p>1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキヤナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキヤナーを用いた出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>			

出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条		枝番		工		種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要	
3		2		14		3				吹付工 (コンクリート) (モルタル)				$\phi < 3 \text{ m}$  $\phi \geq 3 \text{ m}$		-50  -100		施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が 困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理の ほかに「TS等光波方式を用いた出来形管 理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ )を用いた出来形管理要領(土工編)(案) 」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」で規定することができる。この を有する機器を用いることができる。この ほかに、「地上型レーザーキャナを用い た出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上 移動体搭載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する 出来形計測性能を有する機器を用いること ができる。				3-2-14-3	
										$t < 5 \text{ cm}$  $t \geq 5 \text{ cm}$		-10  -20		200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ 所をせん孔により測定。									
										延 長 L		-200		1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理の ほかに「TS等光波方式を用いた出来形管 理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ )を用いた出来形管理要領(土工編)(案) 」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」で規定することができる。この を有する機器を用いることができる。この ほかに、「地上型レーザーキャナを用い た出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上 移動体搭載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する 出来形計測性能を有する機器を用いること ができる。									

出来形管理基準及び規格値

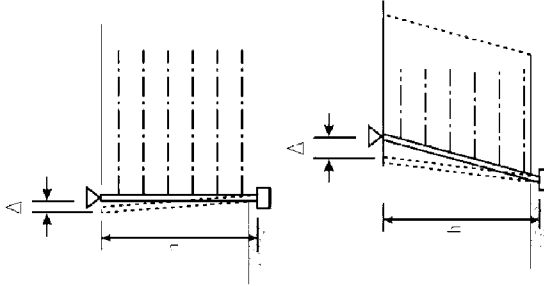
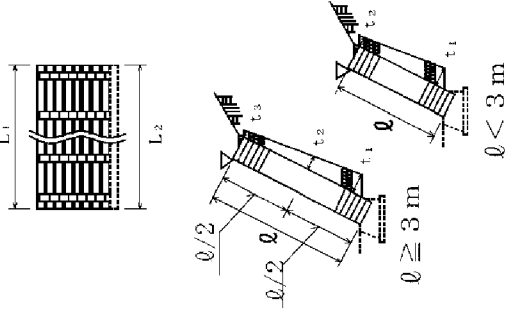
編		章		節		条		枝番		工種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要																																								
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	法面工 共通	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法長 $\phi$	$\phi < 10\text{m}$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	a	a	3-2-14-4	曲線部は設計図書による			3-2-14-4		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$																																							
																						法長 $\phi$	$\phi \geq 10\text{m}$	-200	粋延長40m につき1ヶ所、粋延長40m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	w	-30	幅	-30	高さ h	±100	a	1 施工箇所毎		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$																									
																																				延	長 L	-200	1 施工箇所毎																					
																																								法長 $\phi$	$\phi < 10\text{m}$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	L	-200	1 施工箇所毎														
																																															法長 $\phi$	$\phi \geq 10\text{m}$	-200	全数										
																																																			削孔深さ $\phi$	設計値以上	d	100	せん孔方向 $\theta$	±2.5度				
																																																									アンカー工	6	6	全数

出来形管理基準及び規格値

単位：mm															
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1					
						厚さ t	-20								
						裏込厚さ	-50								
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30								
						高さ h	h < 3 m				-50				
							h ≥ 3 m				-100				
						延長 L	-200				1 施工箇所毎		3-2-15-2		
						基準高▽	±50				施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						延長 L	-200							1 施工箇所毎	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3										
						高さh	$h < 3\text{ m}$				-50									
							$h \geq 3\text{ m}$				-100									
						鉛直度△	$\pm 0.03\text{ h}$ かつ $\pm 300$ 以内													
						控え長さ	設計値以上													
						延長L	-200				1 施工箇所毎									
						4								井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
															法長φ	$\phi < 3\text{ m}$				-50
																$\phi \geq 3\text{ m}$				-100
															厚さ $t_1, t_2, t_3$	-50				
延長 $L_1, L_2$	-200	1 施工箇所毎																		

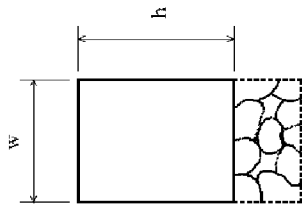
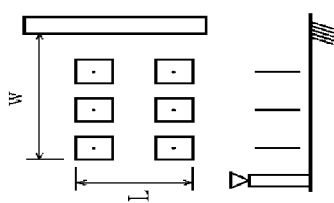
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

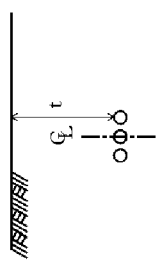
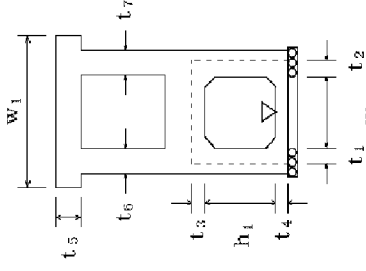
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	200ps	-800～+200	<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。</p> <p>横断方向は、5 m毎。</p> <p>また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		3-2-16-3					
							電気船	-1000～+200								
							1000ps	-1200～+200								
							250ps	-800～+200								
							420ps	-1000～+200								
							600ps	-1000～+200								
							1350ps	-1200～+200								
							幅	-200								
							延長	-200								
							2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)				基準高▽	+200 以下	<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。</p> <p>横断方向は、5 m毎。</p> <p>また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		3-2-16-3
												幅	-200			
												延長	-200			
3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	標高較差	個々の計測値	<p>(1) 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±100 mmが含まれている。</p> <p>(3) 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p>		3-2-16-3										
			平均値				+400以下									
			0以下													



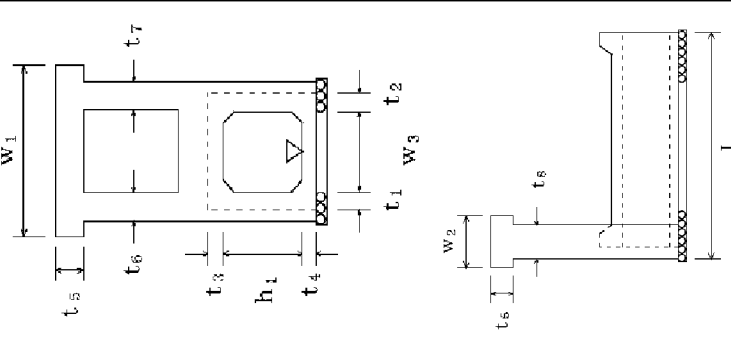
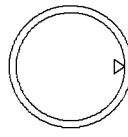
出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	18	2		床版工		基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
							幅 w	0～+30			
							厚 さ t	-10～+20			
							鉄筋のかぶり	設計値以上			
							鉄筋の有効高さ	±10			
							鉄筋間隔	±20			
6	1	7	4		護岸付属物工		幅 w	-30	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		6-1-7-4
							高さ h	-30			
6	1	10	8		杭出し水制工		基準高▽	±50	1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		6-1-10-8
							幅 w	±300			
							方 向	±7°			
							延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工		埋設深 $t$	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
							延長 $L$	-200			
							基準高 $\nabla$	±30	Iヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
※幅 $w_1, w_2$	-30										
			4		ハンドホール工		※高さ $h_1, h_2$	-30			

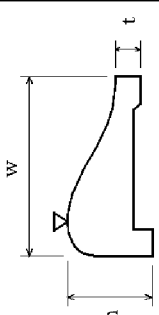
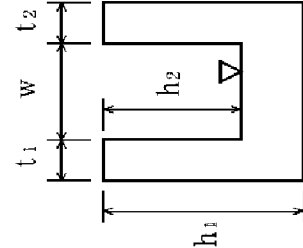
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は理戻前（載荷前）に測定する。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 $w_1, w_2$	-30	門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
						内空幅 $w_3$	-30	プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						内空高 $h_1$	±30			
						延長 L	-200			
						基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					延長 L	-200	1 施工箇所毎		6-3-5-6	
				2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)					

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	3	樋門・樋管		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所での測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
4	水門	6	水門本体工	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所での測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	
					厚さ t	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h	±30				
					延長 L	-50				
5	堰	6	可動堰本体工	閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所での測定。		6-4-6-13 6-4-6-14	
					厚さ t	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h	±30				

出来形管理基準及び規格値

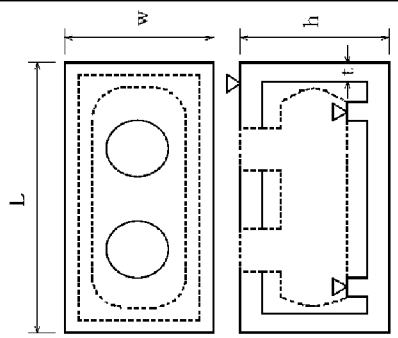
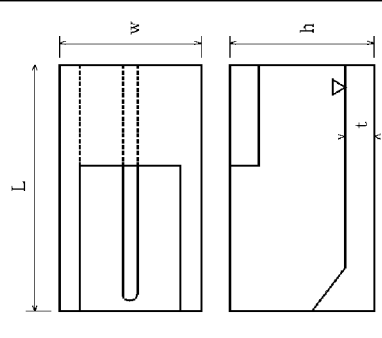
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
6	5	7	8		堰本体工 水叩工 土砂吐工		基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。  施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10									
							厚さ t	-20												
							幅 w	-30												
							高さ h	$\pm 30$												
							堰長 L	$L < 20\text{m}$				-50								
								$L \geq 20\text{m}$				-100								
							8	魚道工				8	3		魚道本体工		基準高 $\nabla$	$\pm 30$		6-5-8-3
																	厚さ $t_1, t_2$	-20		
																	幅 w	-30		
																	高さ $h_1, h_2$	-30		
延長 L	-200																			

出来形管理基準及び規格値

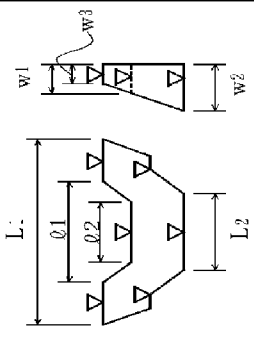
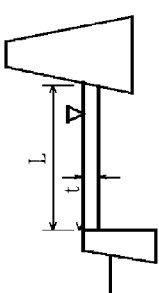
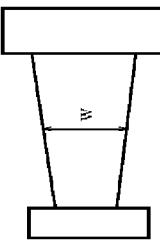
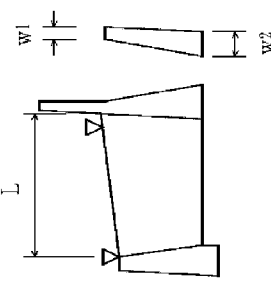
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工		基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他の場合は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2							
							厚さ t	-20										
							天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10										
							天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10										
							敷幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50										
							高さ h <sub>1</sub>	-50										
							胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30										
							天端長 l <sub>1</sub>	-50										
							敷長 l <sub>2</sub>	-50										
							胸壁間距離 φ	±30										
							支点長及び中心線の変化	±50										
							6 排水機場	6				4 機場本体工	6		本体工			6-6-4-6

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6 河川編	6 排水機場	4 機場本體工	7		燃料貯油槽工	基準高	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7	
						厚さ	-20				
						幅	-30				
						高さ	±30				
						延長	-50				
	5 沈砂池工			7		コンクリート床版工	基準高	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
							厚さ	-20			
							幅	-30			
							高さ	±30			
							延長	-50			

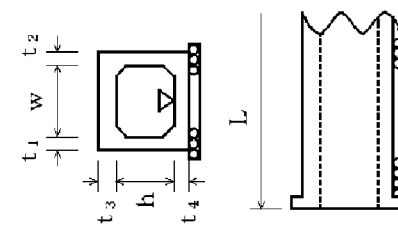
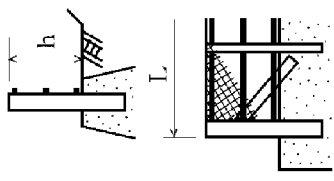
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	7	4	6		本體工 (床固め本體工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
						天端幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $\phi_1, \phi_2$	$\pm 50$			
6	7	5	8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	 	6-7-4-8
						厚さ $t$	-30			
						幅 $w$	-100			
						延長 $L$	-100			
6	7	5	6		側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 $w_1$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						長さ $L$	-100			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	±3...φ≤10 ±4...φ>10	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-1-3-2		
						部材長φ (m)						
		9 カルバート工	6				場所打函渠工	基準高▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 で測定。		10-1-9-6
								厚さ t1~t4	-20			
								幅 (内法) w	-30			
								高さ h	±30			
								延長 L	-50			
									-100			
		11 落石雪害防止工	4				落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4
								延長 L	-200			
								高さ h	±30			
								延長 L	-200			
5					落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5		
						延長 L	-200				1 施工箇所毎	

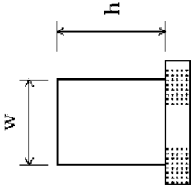
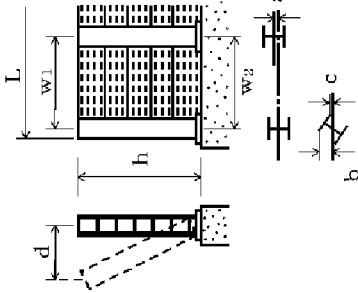
出来形管理基準及び規格外

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工		高さ	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6		
							延長	-200	1 施工箇所毎				
							基礎	幅	-30			基礎1 基毎	
								高さ	-30				
							高さ	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				10-1-11-7
							延長	-200	1 施工箇所毎				
			基礎	幅	-30	基礎1 基毎							
				高さ	-30								
			アンカー	長さ $\phi$	-10%	全数							
			埋込	長さ $\phi$	-5%								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

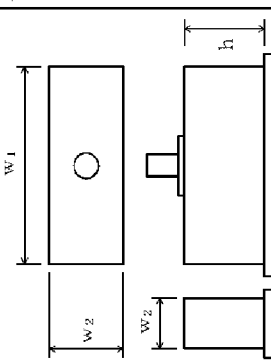
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工		幅	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	
							高さ	-30				
							延長	-200				
							1 施工箇所毎					
			5		遮音壁本体工		支柱	間隔	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5
								ずれ	10			
								ねじれ	5			
								倒れ	$h \times 0.5\%$			
								高さ	+30, -20			
								延長	-200			
1 施工箇所毎												

出来形管理基準及び規格値

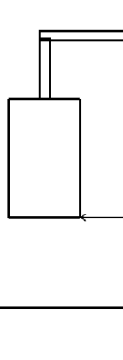
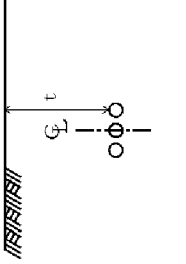
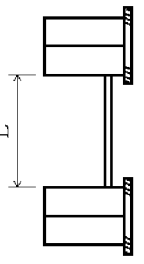
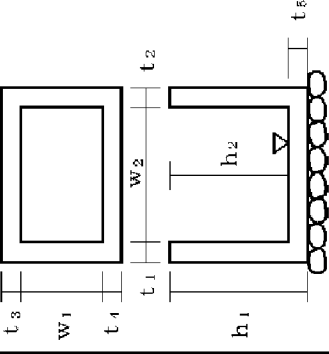
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )				
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	中規模以上	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	10-2-4	
						厚さ						
						t < 15cm	-30	-10				
						t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100	—				
						厚さ	-9	-3		<p>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。</p>		
						幅	-25	—		<p>幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。</p>	10-2-4	

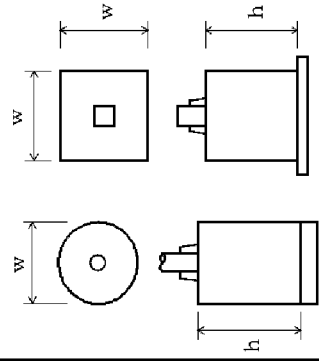
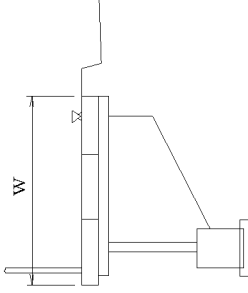
出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水 構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合延長50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		7 踏掛版工	4			踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所／1踏掛版	10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
							各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版	
							各部の長さ	±20	全数	
							厚さ	—		
							中心のずれ	±20	全数	
							アンカー長	±20	全数	
			9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎一基毎	
					高さ h	-30				

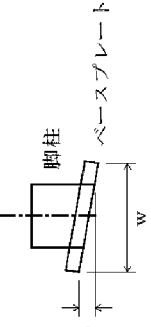
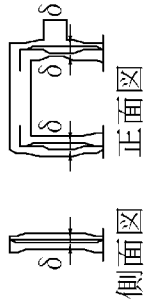
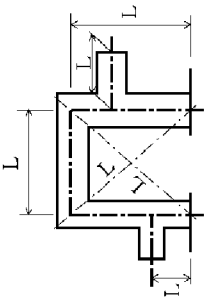
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	判定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	2	舗装	9	標識工	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4
10	道路編	12	道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部毎に1ヶ所 接続部毎で全数		10-2-12-5
							延長 L	-200			
10	道路編	2			2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
							※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20			
							※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
							※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工	種	判定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路附属施設工	6	照明工 (照明柱基礎工)		幅	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
						高さ	-30			
10 道路編	2 舗装	12 道路附属施設工	7	組立歩道工		基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		10-2-12-7
						幅	-30			
						延長	-200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3	鋼製橋脚製作工		脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
							部材				孔の位置
						孔の径 d		全数を測定。			
						仮組立時	はりのキヤンバー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
								柱の鉛直度 $\delta$ (mm)			
							$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3	



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝条番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8	橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-6-8
					厚さ t	-20			
					天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10			
					天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10			
					敷幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50			
					高さ h <sub>1</sub>	-50			
					胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30			
					天端長 ℓ <sub>1</sub>	-50			
					敷長 ℓ <sub>2</sub>	-50			
					胸壁間距離 ℓ	±30			
					支間長及び中心線の変位	±50			
					計画高	+10~-20			
					平面位置	±20			
					アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

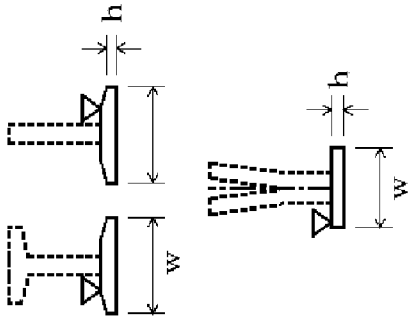
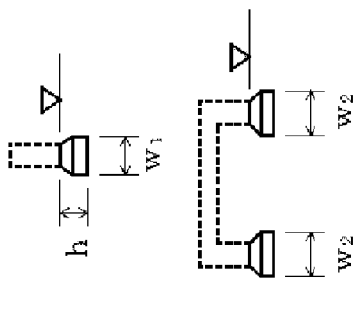
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 計 画 高	+10~-20			
						平 面 位 置	$\pm 20$			
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-7-9
						厚さ t	-20			
						天端幅 $w_1$	-20			
						敷幅 $w_2$	-20			
						高さ h	-50			
						長さ $l$	-20			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支間長及び中心線の変位	$\pm 50$			
						支承部アンカーボルトの計画高	+10~-20			
						平面位置	$\pm 20$			
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅	-50			
						高さ	-50			
						長さ	-50			
						長さ	φ			
10-3-8-9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。					
			幅	-50						
			高さ	-50						
			高さ	h						
			長さ	φ						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a1:橋軸直方向) (a2:橋軸方向)</p>	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支間長及び中心線の変位	$\pm 50$			
				2	橋脚架設工 (門型)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a1:橋軸直方向) (a2:橋軸方向)</p>	10-3-8-10
橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$									
支間長及び中心線の変位	$\pm 50$									
			11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11

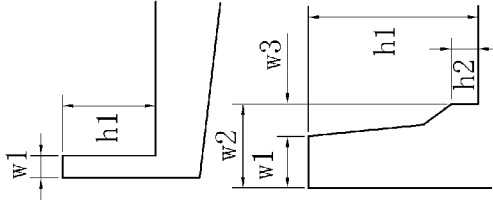
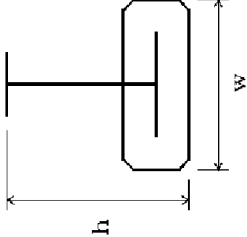
出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9	橋梁用高欄製作工	部材	$\pm 3 \dots\dots$ $\theta \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\theta > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9	
					部材長 $\theta$ (m)					
		5 鋼橋架設工	10	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	$\pm 5$	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10	
					可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とす。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面にて測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 $\pm 5$	鋼橋 $4+0.5 \times$ (B-2)			
					下沓の水平度					
					橋軸方向					
					橋軸直角方向					
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差					
					可動支承の 移動量 注3)	5				
					可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	2	支承工 (ゴム支承)		据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上			
			支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 鋼橋	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。					
	支承の水平度	橋軸方向 橋軸直角方向	±5 4+0.5× (B-2)	1/300						
			可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5						
			可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上						
			アンカーボルト孔 の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3			
			アンカーボルト 定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)					
			地覆の幅 w <sub>1</sub>	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所測定。		10-4-8-5			
			地覆の高さ h	-10～+20						
		有効幅員 w <sub>2</sub>	0～+30							
		8 橋梁付属物工		落橋防止装置工						
				地覆工						

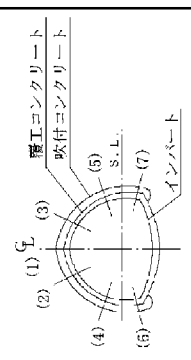
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁附属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5 ~ +10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地覆の幅 w2	-10 ~ +20			
						高さ h1	-20 ~ +30			
						高さ h2	-10 ~ +20			
						有効幅員 w3	0 ~ +30			
5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレス トレンジング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端 部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ: スパン長	幅 w	±5	1 ブロッキを抽出して測定。		10-5-6-2
						高さ h	10 -5			
					桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かっ- 30mm以内				
					横方向最大タワミ	0.8ℓ				
			8		検査路工	幅	±3			10-4-8-8
						高さ	±4			



出来形管理基準及び規格値

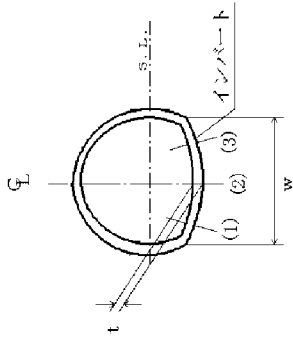
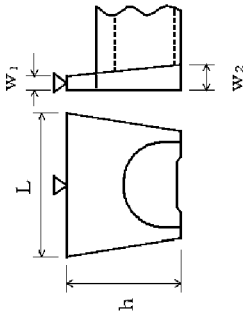
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	4	3		吹付工		吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとす。	施工延長40m毎に図に示す。(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
							位置間隔	—	施工延長40m 毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
			4		ロックボルト工		角	—			
							削孔深さ	—			
							孔	—			
							突出量	プレート下面から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	判 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
10 道 路 編	6 ト ン ネル ( N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p> <p>(6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。</li> <li>・なお、変形が収束しているものに限る。</li> <li>・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。</li> <li>・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</li> </ul>		10-6-5-3								
						幅 w (全幅)	-50											
						高さ h (内法)	-50											
						厚さ t	設計値以上											
						延 長 L	—											
						幅	w				-50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合）は50mにつき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>						
						厚	t				-30							
												5		床版コンクリート工				10-6-5-5

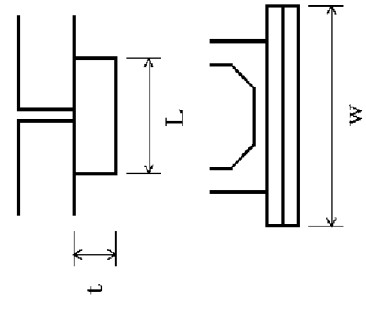
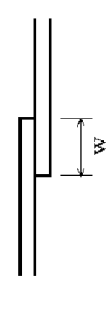
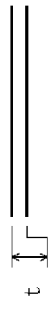
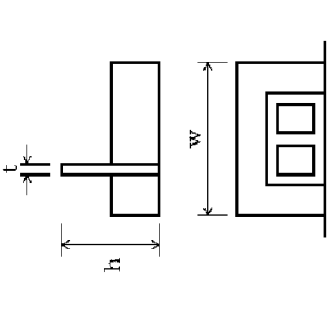
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	6	トンネル (NATM)	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
							厚さ t	設計値以上			
							延長 L	—			
10	道路編	8	坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所を測定。		10-6-8-4
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
								高さ h			
延長 L	-100	-200									

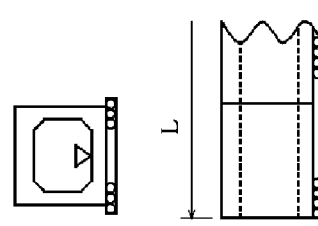
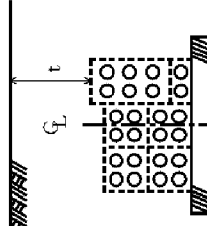
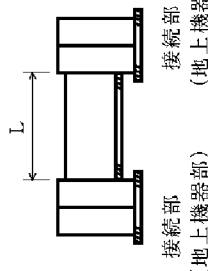
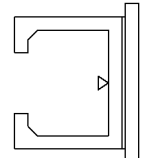
出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工		基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
							幅 w (全幅)	-50			
							高さ h (内法)	-50			
							厚さ t	-20			
							延長 L	—			
11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工			基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所を測定。		10-11-6-2
							厚さ t	-20			
							内空幅 w	-30			
							内空高 h	±30			
							ブロック長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	11	共同溝	4		カラー継手工		厚さ	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-11-6-4
								幅	-20			
								長さ	-20			
10	道路編	11	現場打構築工	5	1	防水工 (防水)		幅	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10	道路編	11	現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)		厚さ	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5
10	道路編	11	現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)		高さ	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-11-6-5
								幅	±50			
								厚さ	-20			

出来形管理基準及び規格値

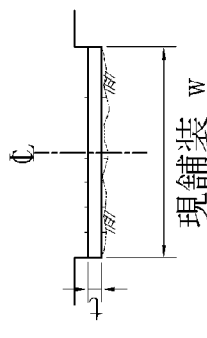
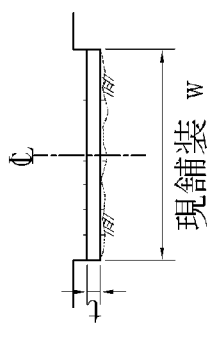
編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2	プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合延長は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
					延長 L	-200	延長：1施工箇所毎		
	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2	管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-2
					延長 L	-200	接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】		
			3	プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	判定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	12	6	2		ハンドホール工		基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20				
						※幅 $w_1, w_2$	-30				
						※高さ $h_1, h_2$	-30				

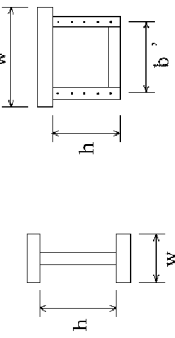
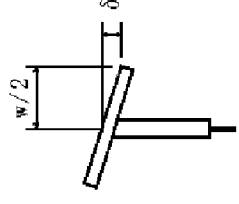
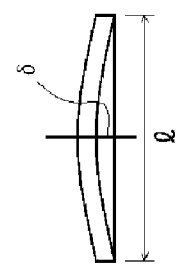
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高」と切削後の基準高の差と「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 <p>現舗装</p>	10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w		-25			
						延長 L		-100			
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> プロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。厚さは、各車線40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。	 <p>現舗装</p>	10-14-4-7
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				




出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4	桁補強材製作工	種	フランジ幅 $w$ (m)	$\pm 2 \dots$ $0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq$ $1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq$ $2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	トラス・アーチ等	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4	
						腹板高 $h$ (m)		構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
						腹板間隔 $b'$ (m)		主桁・主構			
								床組など			
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	主桁			10-16-3-4
						圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\varnothing/1000$				1-2-3-2

単位：mm

出来形管理基準及び規格外

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
11 公園編	1 基盤整備	3 敷地造成工	2 表土保全工	1	表土掘削	法長	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。								
						$\phi \geq 5m$	法長の-4%									
					深さ h	-30										
			4 * 掘削工	1 2 3 4	掘削 河床等掘削 整地 押土（ルーズ）					第1編 2-3-2、2-4-2 掘削工に準ずる。						
						5 * 盛土工	1 2 3 4	路袋（築堤）盛土 路床盛土 整地 押土（ルーズ）			第1編 2-3-3 盛土工および第1編2-4-3路体盛土工に準ずる。					
									6 * 路床盛土工	1 2 3	路床盛土 整地 押土（ルーズ）			第1編 2-4-4 路床盛土工に準ずる。		
												8 法面整形工	2	法面整形（盛土部）		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

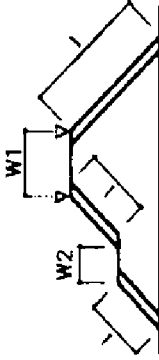


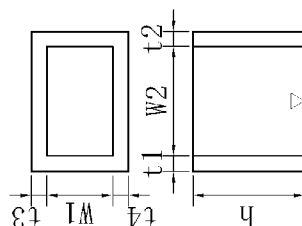
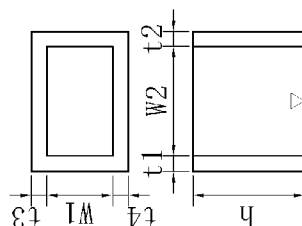
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園編	1 基盤整備	3 敷地造成工	9 路床安定処理工	1	安定処理			第3編 2-7-2 路床安定処理工に準ずる。		
			10 置換工	1	置換			第3編 2-7-3 置換工に準ずる。		
			11 サンドマット工	1	サンドマット			第3編 2-7-6 サンドマット工に準ずる。		
			12 バーチカルドレーン工	1	バーチカルドレーン			第3編 2-7-7 バーチカルドレーン工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園 編	1 基盤 整備	5 植栽 基盤工	3 透水 層工	1	開渠排水	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅W1、W2	-50				
						高さh	-30				
						延長L	-200	1施工箇所毎			
					2	暗渠排水	幅W1、W2	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
	高さh4	-30									
	延長L	-200									
					4 土層 改良工	普通耕 深耕 混層耕 心土破砕	幅W	-100	耕耘タイプ毎につき1ヶ所。 施工面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
	深さh	-50									
					5 土性 改良工	土性改良 中和剤施用 除塩 施肥	幅W	-100	施肥配合タイプあるいは除塩毎につき1ヶ所。 施工面積1,600㎡につき1ヶ所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
	深さh	-50									

出来形管理基準及び規格値

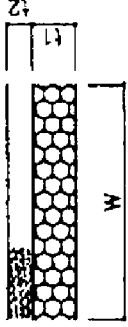
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 公園編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	6 表土盛土工	1 2 3 4	盛土(流用表土) 盛土(発生表土) 盛土(採取表土) 盛土(購入表土)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長	-100	施工面積1,600㎡につき1ヶ所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長の-2%		基準高は各法肩で測定。又は、施工面積のほぼ中心と各法肩で測定。			
						幅W1、W2	-100				
	7 人工地盤工	2	押さえコンクリート	7 人工地盤工	2	押さえコンクリート	基準高▽	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							厚さ t	設計値以上			
							幅	-25			
							延長 L	-200			
	4	人工地盤排水層	4	人工地盤排水層	4	人工地盤排水層	延長 L	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							深さ h	-30			
							延長 L	-200			
							深さ h	-30			
5 6	フィルター 防根シート	5 6	フィルター 防根シート	5 6	フィルター 防根シート	延長 L	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合。			
						※厚さ t1~t4	-20				
						※幅 W1、W2	-30				
8	立排水浸透枳	8	立排水浸透枳	8	立排水浸透枳	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合。			
						※厚さ t1~t4	-20				
						※幅 W1、W2	-30				
						※高さ h	-30				

出来形管理基準及び規格外

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園編	1 基盤整備	6 * 法面工	3 法面ネット工	1	法面ネット				第3編 2-14-4-2 法砕工（プレキヤスト法砕工）に準ずる。		
				4	* 植生工	* 種子散布 * 植生シート * 植生マツト 公園種子帯 公園張芝 公園筋芝 公園市松芝 * 人工張芝 * 植生穴			第3編 2-14-2-1 植生工（種子散布工）（張芝工）（筋芝工）（市松芝工）（植生シート工）（植生マツト工）（植生筋工）（人工張芝工）（植生穴工）に準ずる。		
				2	* 客土吹付 * 植生基材吹付			第3編 2-14-2-2 植生工（植生基材吹付工）（客土吹付工）に準ずる。			
			5 * 法砕工	1	4	* 現場打法砕 * 吹付砕			第3編 2-14-4-1 法砕工（現場打法砕工）（現場吹付法砕工）に準ずる。		
		2				3	* プレキヤスト法砕 金属製法砕			第3編 2-14-4-2 法砕工（プレキヤスト法砕工）に準ずる。	
			6 編柵工	1	1	編柵	高さh	±30	1ヶ所/1施工箇所		
		延長L				-200					
			7 かがご工	1	1	* じゃかご			第3編 2-3-27-1 じゃかごに準ずる。		
		2				* ふとんかご			第3編 2-3-27-2 ふとんかごに準ずる。		
			7 * 軽量盛土工	2	* 軽量盛土工	* 軽量盛土 * コリンクシート床版 * 基礎コリンクシート * 壁体 * 裏込砕石			第1編 2-4-3 路体盛土工に準ずる。		

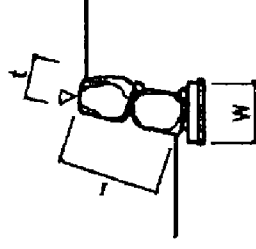
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
11 公園 編	1 基 盤 整 備	8 * 擁 壁 工	4 場 所 打 擁 壁 工 ( 構 造 物 単 位 ) ・ 場 所 打 擁 壁 工	1	*小型擁壁 *重力式擁壁 *もたれ式擁壁 *逆T型擁壁 *L型擁壁 *鉄筋 *裏込砕石 *止水板 *コンクリート *型枠 *足場 *目地板 *水抜パイプ *吸出し防止材			第3編 2-15-1 現場打擁壁工に準ずる。							
				2											
				3											
				4											
				5											
				6											
				7											
				8											
				13											
				14											
				15											
				16											
				17											
				18											
									9	*基礎材 *均しコンクリート			第3編 2-4-1一般事項(砕石基礎工)(均しコンクリート)に準ずる。		
									10	公園基礎材 公園均しコンクリート	幅W	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積1,600㎡につき1ヶ所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
								厚さ t1、t2	-30						
								延長L	各構造物の規格値による。						
				7	擁壁高さ調整	基準高▽	基準値	1ヶ所/1施工箇所							
				1	*プレキャストL型擁壁 *プレキャスト逆T型擁壁 *側溝付プレキャスト擁壁			第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工に準ずる。							
				2											
				3											

出来形管理基準及び規格値

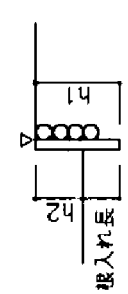
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園 編	1 基 盤 整 備	8 * 擁 壁 工	6 * 補 強 土 壁 工	1	*補強土壁基礎 *帯鋼補強土壁・アカー 補強土壁 *ジヤッキスタイル補強土壁			第3編2-15-3 補強土壁工に準ずる。			
				2							
				3							
	7 * コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック 工			1	*コンクリートブロック基礎 *コンクリートブロック張 *間知ブロック張 *平ブロック張 *連節ブロック張 *緑化ブロック積 *ブロック植栽 *天端コンクリート *小口止コンクリート			第3編 2-5-3-1～-4 コンクリートブ ロック工に準ずる。			
				2							
				3							
				4							
				5							
				7							
				8							
9											
10											
8 石 積 工			1 崩れ積	崩れ積	基礎高▽	±100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。				
						法 長				θ<3m	-50
										θ≥3m	-100
						厚さ (石積・張) t 1				-50	
										厚さ (裏込) t 2	-50
										延長L	-200



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
11 公園編	1 基盤整備	8 *擁壁工	8 石積工	2	面積 玉石積 小端積 こぶだし石積 切石積 間知石積 雑割石積 雑石積 割石積 雑割石張 雑石張			第3編 2-5-3-5 石積(張)工に準ずる。				
				3								
				4								
				5								
				6								
				7								
				8								
				9								
				10								
				11								
				12								
				13		石積高さ調整	基準高▽		設計値	1ヶ所/1施工箇所		
				9		土留め工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
	高さh	-50										
	根入れ長	設計値以上										
	延長L	-200	1施工箇所毎									

出来形管理基準及び規格外

単位：mm

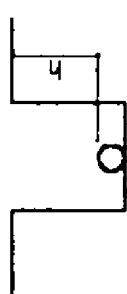
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	1	9	4	1 2 7 8 9 7 8 9 10	函渠 *鉄筋 *コンクリート *型枠 *足場 *支保 *目地板 *止水板 *水抜パイプ			第10編 1-9-6 場所打函渠工に準ずる。		
			5	1	*プレキャストカルバート			第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

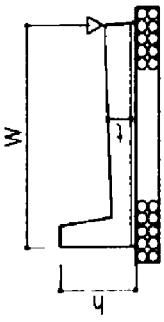
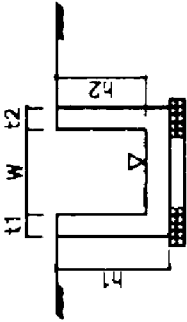
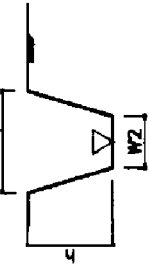
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園編	1 基盤整備	10 公園施設等撤去・移設工	3 移設工	1	遊具移設		設置高さH1	±30	1ヶ所/1基		
							H		基礎1基毎		
							幅w (D)	-30			
							高さh	-30			
根入れ長	設計値以上										
2	小工作物移設						設置高H	設計値以上	1ヶ所/1基		
							幅w (D)	-30	基礎1基毎		
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			
1	2 植栽	3 植栽工	10 樹木養生工	1	防風ネット		高さH	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長L	-200	1施工箇所毎		
							設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1施工箇所		
							根入れ長	設計値以上			
8	養生柵						延長L	-200	1施工箇所毎		
							設置高さH	設計値以上			
							根入れ長	設計値以上			
							延長L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm																	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
11 公園編	2 植栽	3 植栽工	11 樹名板工	1	埋込型樹名板	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/5基									
						基礎	幅w (D)	-30	基礎5基毎								
							高さh	-30									
	3 施設整備	3 給水設備工	6 散水施設工	12 根囲い保護工	1	根囲い保護	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基								
							基礎	幅w (D)	-30	基礎1基毎							
								高さh	-30								
								根入れ長	設計値以上								
							3 給水設備工	3 給水設備工	6 散水施設工	10 給水管路工	2	ミスト	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所		
													3	ドリップパイプ	延長L	-200	1施工箇所毎
	6	散水栓高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所												
	3 給水設備工	3 給水設備工	6 散水施設工	10 給水管路工	1	給水管	深さh	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。								
							3	埋設シート				延長L	-200				

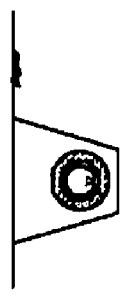
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
11 公園編	3 施設整備	4 雨水排水設備工	6 *側溝工	1 3 4 6 7 8 9	*L型側溝 *管(函)渠型側溝 *ア・レキャストU型側溝 *ア・レキャスト皿型側溝 *コルゲートパイプ *自由勾配側溝 *特殊円形側溝			第3編 2-3-29 側溝工に準ずる。										
							2				現場打ちL型側溝	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
												厚さ t	-20					
												幅W	-30					
												高さ h	-30					
							5				現場打側溝			1 1 1 1 1	延長L	-200	1施工箇所毎	
															基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
															厚さ t1、t2	-20		
															幅W	-30		
				高さ h1、h2	-30													
				10	公園素掘側溝			1 1 1 1 1 1	延長L	-200	1施工箇所毎							
									基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。							
幅W1、W2	-50																	
高さ h	-30																	
延長L	-200	1施工箇所毎																
側溝高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所															

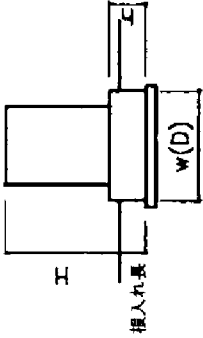
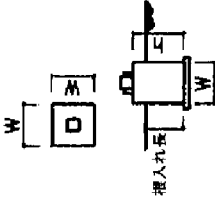
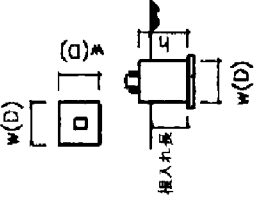
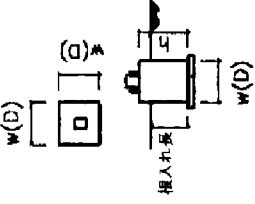
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園編	3 施設整備	4 雨水排水設備工	7 * 管渠工	1	公園管渠 * コルゲートパイプ			第3編 2-3-29-1 側溝工(管渠)、第3編 2-3-29-3 暗渠工に準ずる。			
				2							
				8 * 集水枡・マンホール工	1	* 街渠枡 * 集水枡 浸透枡 * アレキヤスト街渠枡 * アレキヤスト集水枡 塩化ビニル枡 * マンホール * アレキヤストマンホール 公園マンホール 浸透マンホール			第3編 2-3-30 集水枡工に準ずる。		
					2						
					3						
					4						
					5						
					6						
					7						
					8						
9											
10											
				11	樹高さ調整 マンホール高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所			
			12								
			9 * 地下排水工	1	透水コンクリート管 化学繊維管	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎			
2											
3	延長L	-200									
			10 公園水路工		* 地下排水 * 場所打水路 アレキヤスト水路			第3編 2-3-29-3 暗渠工に準ずる。 第3編 2-3-29-2 現場打水路工に準ずる。			

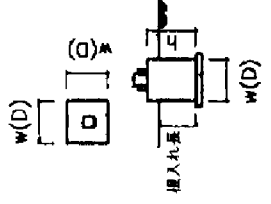
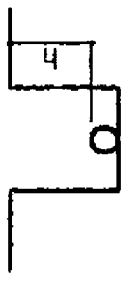
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝条番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 公園編	3 施設整備	6 電気設備工	3 照明設備工	1	*ハットポール			第10編 2-12-5-2 ケーブル配管工（ハットポール）に準ずる。		
				2	ポール高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所		
				3 4	引込柱 分電盤	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		
				基礎	幅 w (D)	-30	基礎1基毎			
					高さ h	-30				
					根入れ長	設計値以上				
				5	分電盤高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所		
				6	照明灯基礎	基礎	幅 w	-30	基礎1基毎	
							高さ h	-30		
							根入れ長	設計値以上		
4	スリット柱基礎	基礎	幅 w (D)	-30	基礎1基毎					
			高さ h	-30						
			根入れ長	設計値以上						
4	放送設備工	基礎	幅 w (D)	-30	基礎1基毎					
			高さ h	-30						
			根入れ長	設計値以上						

出来形管理基準及び規格外

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
11	公園編	3	施設整備	6	電気設備工	5	監視カメラ設置工	3	監視カメラ支柱基礎	基礎	幅w (D)	-30	基礎1基毎		
										高さh	-30				
							根入れ長	設計値以上							
							深さ h	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。						
						延長 L	-200	1施工箇所毎							



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以上				
11	公園編	3	施設整備	7	園路広場整備工	5	*アスファルト舗装工	1	*下層路盤	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>工事規模の考え方                      中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。                      小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。                      ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満                      ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上3,000 t未満                      厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
										厚さ	-45	-45	-15	-15	
11	公園編	3	施設整備	7	園路広場整備工	5	*アスファルト舗装工	2	*上層路盤	幅	-50	-50	—	—	<p>基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合とし、舗装中心線および端部で測定。                      厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。                      幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。                      幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。                      なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。</p>
										厚さ	-25	-30	-8	-10	
11	公園編	3	施設整備	7	園路広場整備工	5	*アスファルト舗装工	2	*上層路盤	幅	-50	-50	—	—	<p>基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合とし、舗装中心線および端部で測定。                      厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。                      幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。                      幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。                      なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。</p>
										厚さ	-25	-30	-8	-10	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)							
							中規模以上	小規模以上	中規模以上	小規模以上						
11	公園編	3	施設整備	7	園路広場整備工	5	*アスファルト舗装工	4	*基層		高さ	-9	-12	-3	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事であり、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による
											幅	-25	-25	-	-	
									*表層		高さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、施工面積500㎡毎に1個の割合でコアを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、施工面積500㎡毎に1個の割合でコアを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。
											幅	-25	-25	-	-	
											平坦性	-				

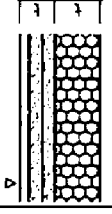
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)					
								中規模以上	小規模以上	±	中規模以上	小規模以上		
11	公園編	3	施設整備	1	*下層路盤		基準高▽	±40	±50	—	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、舗装中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。	工事規模の考え方は、管中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
							厚さ	-45	-45	-15	-15			
							幅	-50	-50	—	—	—		
				2	*上層路盤		厚さ	-25	-30	-8	-10			
							幅	-50	-50	—	—	—		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以上			
11	公園編	3	施設整備	4	*基層	*基層	高さ	中規模以上	-9	中規模以上	-3	小規模以上	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が 10,000㎡以上あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使 用量が、3,000 t 以上の場合は 該当する。 小規模工事とは、中規模以上 の工事より規模は小さいもの の、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一 工種の施工が数日連続する場合 が該当する。 コアの採取について 橋面舗装等でコア採取によ り床版等に損傷を与える恐れ のある場合は、他の方法によるこ とが出来る。
								小規模以上	-25	—	—	—		
								中規模以上	-7	-2	-3	幅は、延長80m毎又は、施工面 積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、施工面積500㎡毎に1個の 割でコアを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の 規模以下の場合は、1施工箇所 につき2ヶ所を測定。		
								小規模以上	-25	—	—			
								—	—	—	—			
								—	—	—	—			
		7	園路広場整備工	6	*表層	6	*表層	高さ	3m <sup>φ</sup> ドリルコア (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下	—	—	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理 図等を描いた上で管理が可能 な工事をいい、基層および表層 用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上 の工事より規模は小さいもの の、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一 工種の施工が数日連続する場合 が該当する。 コアの採取について 橋面舗装等でコア採取によ り床版等に損傷を与える恐れ のある場合は、他の方法によるこ とが出来る。
									—	±50	—	—		
									—	-30	-10	-15		
									—	-45	-100	—		
7	透水性舗装工	2	*路盤	2	*路盤	基準高▽ 厚さ	—	±50	—	—	—			
							—	-100	—	—				
7	透水性舗装工	3	*表層	3	*表層	高さ	—	-9	-3	-3	—	幅は、延長80m毎又は、施工面 積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、延長200m毎又は、施工 面積500㎡毎に1個の割でコア を採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の 規模以下の場合は、1施工箇所 につき2ヶ所を測定。		
							—	-25	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	小規模以上			
11	3	7	8	1	公園アスファルト舗装 公園アスファルト薄層カー 舗装 透水性アスファルト舗装 脱色アスファルト舗装	基準高▽	±50	中規模以上	小規模以上	小規模以上	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管 理図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、舗装施工 面積が10,000㎡以上あるいは 使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さいも の、管理結果を施工管理に 反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれか に該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混 合物の総使用量が500 t以上 3,000 t未満 厚さは、個々の規定値が10 個に9個以上の割合で規格値 を満足しなければならぬとい とも、10個の測定値の平均 値(X10)について満足しな ければならない。ただし、厚 さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用し ない。</p>	
								中規模以上	中規模以上	中規模以上		
								—	—	—		
								—	—	—		
						幅	—100					
						厚さ	—10					
						幅	—25					

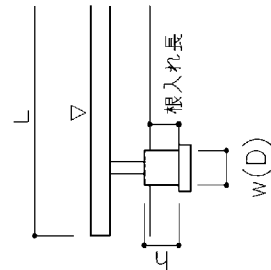
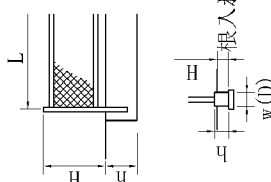
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	草	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 公園編	3 施設整備	7 園路広場整備工	19 公園橋工	1 4 6	公園橋 石橋 木橋	橋台	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示ヶ所で測定。			
							厚さ t					
							天端幅 W1 (橋軸方向)					
							天端幅 W2 (橋軸方向)					
							敷幅 W3 (橋軸方向)					
							高さ h1					
							胸壁の高さ h2					
							天端長 $\phi 1$					
							敷長 $\phi 2$					
							胸壁間距離 $\phi$					
							支点長及び中心線の変化					
							基準高▽	±30				1ヶ所/1施工箇所
							高さ h	±30				
幅 W	-30											
延長 L	-30											
根入れ長	設計値以上											
公園橋設置	八ツ橋 石橋設置 木橋設置 浮き栈橋	橋設置	基準高▽	±30								
高さ h			±30									
幅 W			-30									
延長 L			-30									
根入れ長			設計値以上									

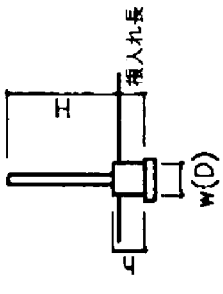
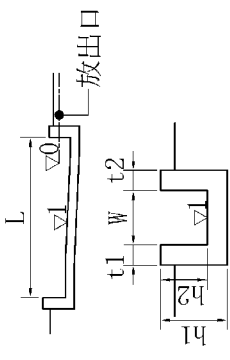
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
11 公園編	3 施設整備	7 園路広場整備工	20 デッキ工	1 2	デッキ基礎 デッキ設置	基準高▽	±30	1基毎						
						基	-30							
			礎	-30										
			根入れ長	設計値以上										
			延長L	-30										
			23 植樹ブロック工	*植樹ブロック	基準高▽	±30	第3編 2-3-5 縁石工（縁石・アスカーブ）に準ずる。							
													基	-30
													礎	-30
													根入れ長	設計値以上
													延長L	-30
5 袖垣・垣根工	袖垣 垣根	高さh											±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m （又は50m）以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。
			延長L	-200										
			基準高▽	設計値以上										
			基	-30										
礎	-30													
根入れ長	設計値以上													
延長L	-200													
7 トレリス工	トレリス 緑化フェンス	基準高▽	設計値以上	1ヶ所/1基										
											基	-30		
礎	-30													
根入れ長	設計値以上													
延長L	-200													
					1ヶ所/1施工箇所									

出来形管理基準及び規格値

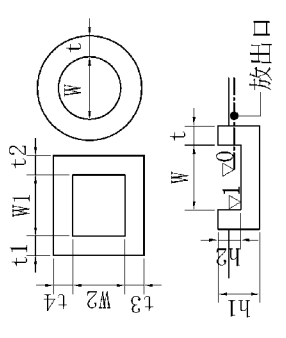
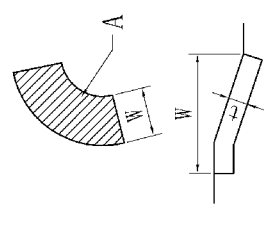
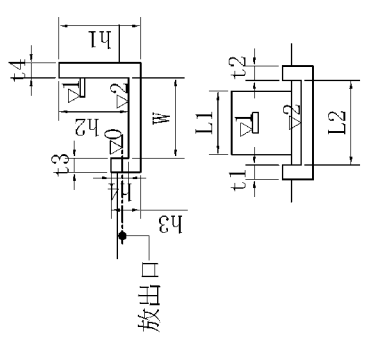
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
11 公園編	3 施設整備	8 修景施設整備工	8 モニュメント工	1 2	モニュメント 記念碑	基準高▽	設計値以上	1ヶ所/1基				
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎1基毎	
							高さ h	-30				
							根入れ長	設計値以上				
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工場所				
						基準高▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。				
							厚さ t 1、t 2					
						幅 W	-30	1ヶ所/1施工箇所				
						高さ h 1、h 2	-30					
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。				
基準高▽	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。										
	厚さ t		-20									
幅 W	-30	1ヶ所/1施工箇所										
高さ h	-30											



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園編	3 施設整備	8 修景施設整備工	9 小規模水景工	3	池		基準高▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
							厚さ t1 ~ t4	-20			
							幅 W1、W2	-30			
							高さ h1、h2	-30			
				4	州浜		厚さ t	-20	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
							幅 W	-30			
							面積 A	設計値以上			
				5	壁泉		基準高▽0 ~ ▽2	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
							厚さ t1 ~ t4	-20			
							幅 W	-30			
							高さ h1 ~ h4	-30			
							長さ L1、L2	-30			

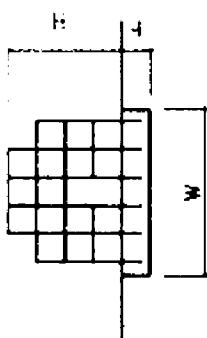
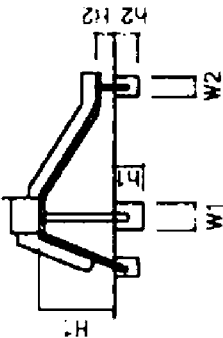
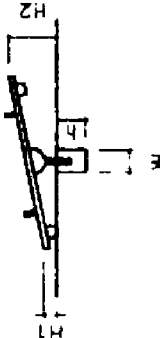
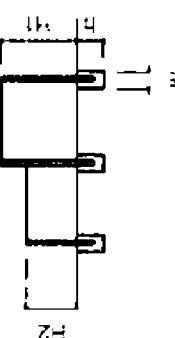
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 公園編	3 施設整備	8 修景施設整備工	9 小規模水景工	6	カスケード		基準高▽0～▽n	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
							厚さ t1、t2	-20				
							幅W	-30				
							高さ h1～h n	-30				
							長さ L	-30				
							段数	0段				
	7 カナール							基準高▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
								厚さ t1、t2	-20			
								幅W	-30			
								高さ h1、h2				
								延長 L	-200			
3 プランコ	9 遊戯施設整備工	3 遊具組立設置工		3			設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎			
							幅W	-30				
							高さ h	-30				
							根入れ長	設計値以上				

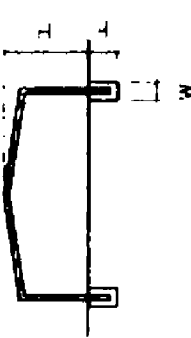
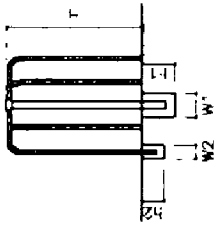
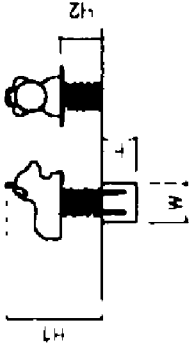
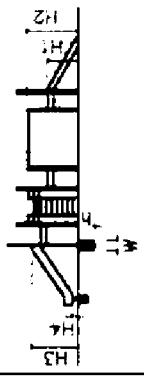
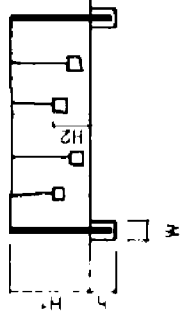
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3 遊具組立設置工	2	ジャンダルジム	設置高さH	±30	1ヶ所/1基		
						基礎	幅W	-30	基礎1基毎	
							高さh	-30		
	根入れ長	設計値以上								
	3	滑り台	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基					
					基礎	幅W1、W2	-30	基礎1基毎		
						高さh1、h2	-30			
	根入れ長	設計値以上								
	4	シーソー	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基					
					基礎	幅W	-30	基礎1基毎		
						高さh	-30			
	根入れ長	設計値以上								
5	鉄棒	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基						
				基礎	幅W	-30	基礎1基毎			
					高さh	-30				
根入れ長	設計値以上									

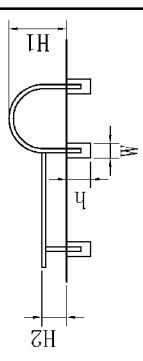
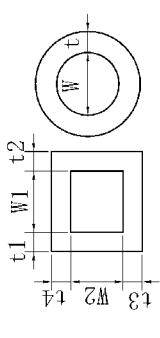
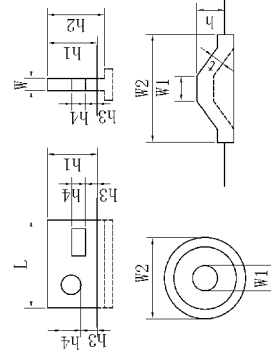
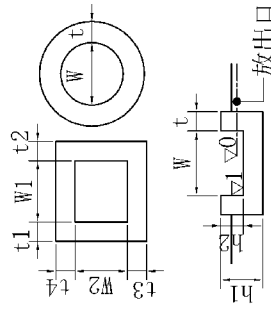
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3 遊具組立設置工	6	ラダー		設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎		
							幅W	-30			
							高さh 根入れ長	-30 設計値以上			
	7	はし登棒		設置高さH	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎					
									幅W1、W2	-30	
									高さh1、h2 根入れ長	-30 設計値以上	
	8	スプリング遊具		設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎					
									幅W	-30	
									高さh 根入れ長	-30 設計値以上	
	9	複合遊具		設置高さH1～Hn	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎					
									幅W	-30	
									高さh 根入れ長	-30 設計値以上	
10	アスレチック遊具		設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎						
								幅W	-30		
								高さh 根入れ長	-30 設計値以上		

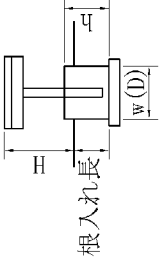
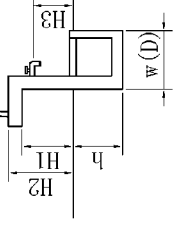
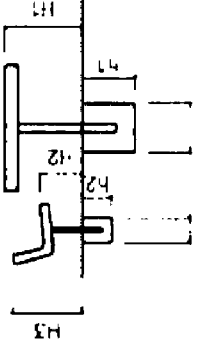
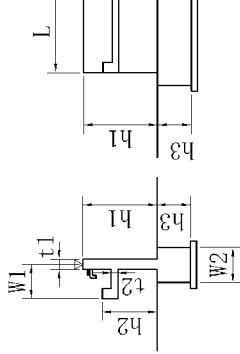
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
11 公園編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3 遊具組立設置工	11	健康遊具施設		設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基										
							基	幅W	-30	基礎1基毎									
							礎	高さh	-30	※監督員との協議による。									
								根入れ長	設計値以上										
	1	4 小規模現場打ち遊具工			1	砂場		基準高▽	±30	1ヶ所/1施工箇所									
								厚さ t1 ~ t4	-20	※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。									
								幅W1、W2	-30										
								高さ h1、h2	-30										
								2				2	現場打遊具		厚さ t	-20	1ヶ所/1施工箇所		
															幅W1、W2	-30	※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
															高さ h1 ~ h2	-30			
															長さL	-30			
3				3	徒渉池		基準高▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所										
							厚さ t1 ~ t4	-20	※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。										
							幅W1、W2	-30											
							高さ h1、h2	-30											

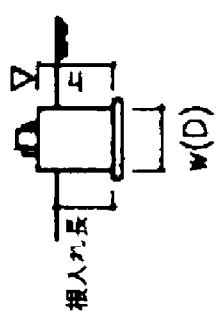
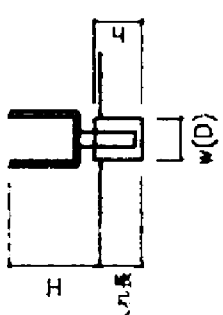
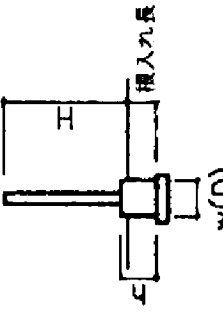
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 公園編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	3 時計台工	1	時計台		設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基			
							基	-30				
							礎	-30				
				4 水飲み場工	1	水飲み場		設置高さH1~H3	±30	1ヶ所/1基		
								基	-30			
								礎	-30			
				6 ベンチ・テーブル工	1 2 3 4 5	ベンチ 縁台 テーブル スツール 野外卓		設置高さH1~H3	±30	1ヶ所/1基		
								基	-30			
								礎	-30			
				8 炊事場工	1	炊事場		設置高さH1~H3	設計値以上	1ヶ所/1基		
								基	-30			
								礎	-30			
							基準高▽	±30				
							厚さ t1、t2	-20				
							幅W1、W2	-30				
							高さH1~H3	-30				
							長さL	-30				

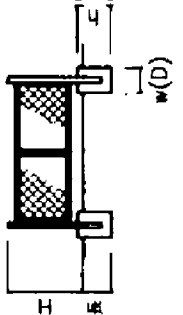
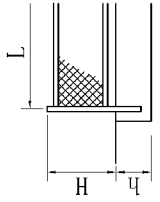
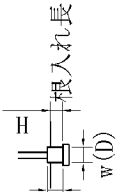
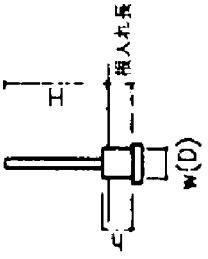
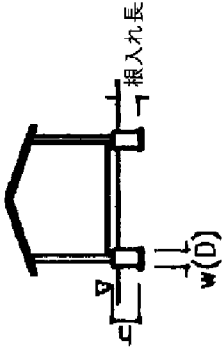
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 公園編	3 施設整備	11 管理施設整備工	3 リサイクル施設工	1	リサイクル施設基礎	基準高▽	±30	1ヶ所/1施工箇所			
						基礎	幅w (D)				-30
						高さh	-30				
						根入れ長	設計値以上				
				5 ごみ施設工	1 2	くず入れ 吸殻入れ	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		
	基礎	幅w (D)	-30	基礎1基毎							
	高さh	-30									
						根入れ長	設計値以上				
				6 井戸工	2	手押しポンプ	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		
	基礎	幅w (D)	-30	基礎1基毎							
	高さh	-30									
						根入れ長	設計値以上				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 公園編	3 施設整備	11 管理施設整備工	7 門扉工	1	門壁 門柱 門扉	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎			
				2		幅 w (D)	-30				
				3		高さ h	-30				
			8 柵工	フェンス 柵 手すり *転落(横断)防止 柵 *ガードレール *ガードケープル *ガードパイプ *基礎ブロック、鋼管 基礎 *金網・支柱(立入防止柵) *門扉	設置高さH	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 1ヶ所/1施工箇所				
						4				幅 w (D)	-30
						5				高さ h	-30
					6	根入れ長	設計値以上				
					7	延長 L	-200				
					9 車止め工	車止め *車止めポスト 車椅子ゲート	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		
							1	幅 w (D)			
2	高さ h	-30									
3 四阿工	四阿基礎	基準高▽	±30	1ヶ所/1施工箇所							
		3	幅 w (D)				-30				
12 建築施設組立設置工			設置高さH	設計値以上							
			4	幅 w (D)			-30				



出来形管理基準及び規格値

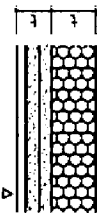
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	小規模以上			
11	公園編	4	グラウンド・コート用舗装工	1	*下層路盤	基準高▽	中規模以上	±40	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、舗装中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起して測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬといとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。	
							小規模以上	±50	—	—			
							中規模以上	-45	-15	-15			
							小規模以上	-45	-15	-15			
11	公園編	4	グラウンド・コート用舗装工	2	*上層路盤	厚さ	中規模以上	-25	-30	-10	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起して測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		
							小規模以上	-50	-50	—			
							中規模以上	-50	-8	-8			
							小規模以上	-50	-50	—			
11	公園編	4	グラウンド・コート用舗装工	3	*基層	厚さ	中規模以上	-9	-12	-4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、施工面積500㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		
							小規模以上	-25	-25	—			
							中規模以上	-25	-25	—			
							小規模以上	-25	-25	—			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10)	中規模以上の測定値			
11 公園編	4	3	4	5 6	クレー舗装 アンツーカー舗装	路盤工	基準高▽	中規模以上	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上3,000 t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。</p>	
								小規模以上	±50			
								—	—10			
							厚さ	—	—30			
								—	—45			
							幅	—	—100			
							表層工	厚さ	—	—10		幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、延長200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。
								幅	—	—25		
								平坦性 アスファルト 陸上競技場 野球場	±5mm以内 ±10mm以内 ±20mm以内	—		

単位：mm



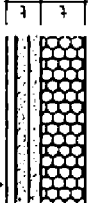




出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10)	中規模以上				
11	公園編	4	グラウンド・コート整備	7	天然芝舗装	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。		<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の使用量が500 t 以上3,000 t 未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなげればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなげなければならない。</p>	
							厚さ	—	-10	厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。			
							幅	-100	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。			
							厚さ	—	-15	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。			
		8	人工芝舗装	路盤工	表層工	8	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。		<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の使用量が500 t 以上3,000 t 未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなげればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなげなければならない。</p>
								厚さ	—	-10	厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
								幅	-100	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		
				表層工	表層工	8	表層工	厚さ	—	-10	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。		
								幅	—	-25	なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		
								厚さ	—	-15	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		

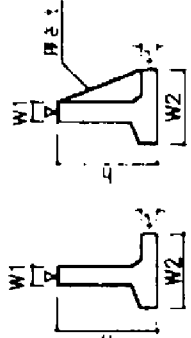
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10)	中規模以上				
11 公園編	4	3	4	9	全天候型舗装 (樹脂系) 全天候型舗装 (アスファルト系)	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割で測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の規定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足し	
							厚さ	—	-10	厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。			
							幅	-100	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1ヶ所を掘り起こして測定。			
							厚さ	—	-15	厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。			
	11	4	3	4	10	全天候型舗装 (樹脂系) 全天候型舗装 (アスファルト系)	路盤工	厚さ	—	-30	厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の規定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しな
								幅	-100	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1ヶ所を掘り起こして測定。		
	11	4	3	4	11	グラウンド・コート 砂舗装 グラウンド・コート ダスト舗装	表層工	厚さ	-10	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の規定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しな
								幅	-25	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1ヶ所を掘り起こして測定。		
	11	4	3	4	12	グラウンド・コート 砂舗装 グラウンド・コート ダスト舗装	路盤工	厚さ	±50	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割で測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の規定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しな
								幅	-100	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1ヶ所を掘り起こして測定。		
11	4	3	4	12	グラウンド・コート 砂舗装 グラウンド・コート ダスト舗装	表層工	厚さ	-10	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の規定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しな	
							幅	-25	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1ヶ所を掘り起こして測定。			

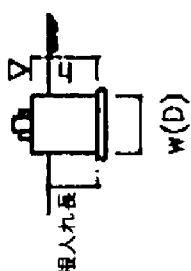
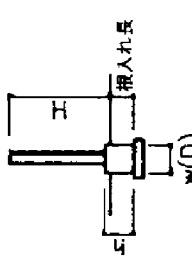
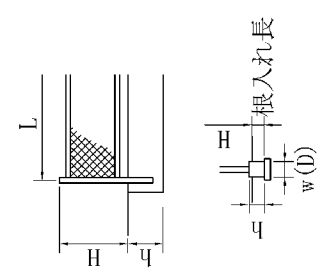
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 公園編	4 グラウンドコート整備	3 グラウンド・コート舗装工	5 グラウンド・コート縁石工	1	コンクリート縁石 舗装止め 見切材（仕切材） 内圍縁石			第3編 2-3-5 縁石工（縁石・アスカープ）に準ずる。			
				2							
				3							
				4							
	3 スタンド擁壁工	4 スタンド整備工	1	3	スタンド擁壁	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所。延長40m （又は50m）以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。			
						厚さ t	-20				
						幅 W1、W2	-30				
						高さ	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延長 L	-200				
4 ベンチ工	1	2	3	スタンドベンチ 現場打ベンチ	延長 L	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所。延長40m （又は50m）以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。				

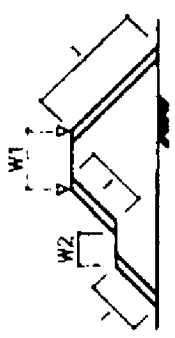
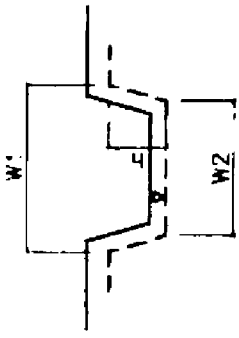
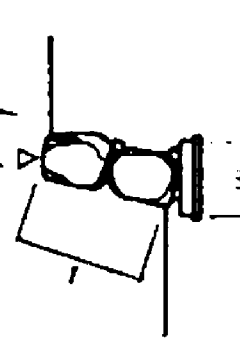

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
11 公園編	4 グラウンドコート整備	5 グラウンド・コート施設整備工	3 ダッグアウト工	1	ダッグアウト基礎	基準高▽	±30	1ヶ所/1基											
						基 礎	幅 w (D)				-30								
							高さ h				-30								
							根入れ長				設計値以上								
						6 競技施設工						1 2 3 4 5 6 7	フアールポール ポスト ゴールポスト 支柱台 スボーツサークル 跳躍箱 踏切板	設置高さH	±30	1ヶ所/1基			
														基 礎	幅 w (D)				-30
															高さ h				-30
	根入れ長	設計値以上																	
	11			13	罌ベース基礎			基準高▽	±30										
								基 礎	幅 w (D)										-30
						高さ h	-30												
						根入れ長	設計値以上												
						II	グラウンド・コート柵工		1 2 3		高尺ネットフェンス フェンス 防球ネット	設置高さH	設計値以上			施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所。延長40m （又は50m）以下のものは1施工 所につき2ヶ所。			
基 礎												幅 w (D)	-30						
	高さ h	-30																	
	根入れ長	設計値以上																	
延長L										-200		1施工箇所毎							

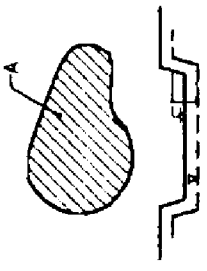
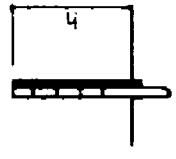
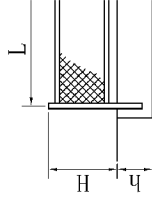
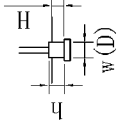
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
11 公園編	5 自然育成	3 自然育成施設工	3 自然育成盛土工	1	蒔き出し		基準高▽	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 施工面積1,000㎡につき1ヶ所、面 積1,000㎡以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定する。又 は、施工面積のほぼ中心と各法肩 で測定する。</p>						
							法長	-100							
							法長	法長の-2%							
							幅W1、W2	-100							
							基準高▽	-50				<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。</p>			
							高さh	-30							
							幅W1、W2	-100							
							延長L	-200							
							基準高▽	±100						<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。</p>	
							法長	-50							
							法長	-100							
							幅W1、W2	-50							
							厚さt	-50							
							延長L	-200							
5 砂・礫敷				3	ごろた石積 崩れ積		基準高▽	±100	<p>幅は、施工延長40m (測点間隔25 mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。厚さは、施 工延長200mにつき1ヶ所、200mに つき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中 央で測定、又は施工面積1,000㎡に 1回。</p>						
							法長	-50							
							幅W	-100							
4	4 自然水路工			1	遮水・止水シート		基準高▽	-50							
							高さh	-30							
							幅W1、W2	-100							
							延長L	-200							
							厚さt	-50							
							延長L	-200							
							厚さ	-25							
							幅W	-50							
							幅W	-100							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要											
11 公園編	5 自然育成	3 自然育成施設工	5 水田工	1	遮水・止水シート	基準高▽	-50	1ヶ所/1施工箇所													
						高さ h	-30														
						面積 A	設計値以上														
	10 しがらみ柵工				1	しがらみ柵	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。												
							延長 L	-200													
							11 自然育成型護岸工							3	*階段ブロック積			第3編 2-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。			
																4	*魚巢ブロック積				
																				5	*石積
							6	*石張						第3編 2-5-5 石積(張)工に準ずる。							
												8	*雑割石張								
							9	*かごマット								第3編 2-3-26-2 (多自然護岸工) かごマットに準ずる。					
												17	*種子散布 公園張芝 公園筋芝 公園市松芝					第3編 2-14-2-1 植生工(種子散布) (張芝工)(筋芝工)(市松芝工) (植生シート工)(植生マット工) (植生筋工)(人工張芝工) (植生穴工)に準ずる。			
12 保護柵工				1	保護柵	設置高さ H	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 1施工箇所毎	 												
						基	-30														
						礎	-30														
						根入れ長	設計値以上														
						延長 L	-200														



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 公園編	5 自然育成	3 自然育成施設工	13 解説板工	1	解説板	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基			
						基	-30	基礎1基毎			
						礎	-30				
	16 自然育成型護岸基礎工	1	*現場打基礎	根入れ長	設計値以上	第3編 2-4-3-1 基礎工（護岸）（現場打）に準ずる。					
				2	*プレキャスト基礎		第3編 2-4-3-2 基礎工（護岸）（プレキャスト）に準ずる。				
	17 *沈床工	1	*木工沈床 *改良沈床 *粗朶沈床 *袋詰玉石 *吸出し防止材 *粗朶単床 *粗朶柵	1	*木工沈床			第3編 2-3-18 沈床工に準ずる。			
				2	*改良沈床						
				3	*粗朶沈床						
				4	*袋詰玉石						
				5	*吸出し防止材						
				6	*粗朶単床						
				7	*粗朶柵						
18 *捨石工	1	*捨石 *表面均し *吸出し防止材	1	*捨石			第3編 2-3-19 捨石工に準ずる				
			2	*表面均し							
			3	*吸出し防止材							
22 *杭出し水制工	1	*杭出し水制	1	*杭出し水制			第6編-1-10-8 杭出し水制工に準ずる。				